

平成 25 年 8 月 9 日

東京電力株式会社 担当役員 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の
長期健康管理の適切な実施について

表記については、「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理等の徹底について」（平成 23 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第 1 号）により通知されるとともに、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 23 年 10 月 11 日 東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第 5 号。以下「指針」という。）により、実施されているところです。

今般、別添のとおり緊急作業従事者（東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に従事した者）の長期的健康管理の実施状況についてとりまとめたところ、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）第 59 条の 2 に基づく健康診断結果の厚生労働省への報告率が約 8 割にとどまることが判明しました。さらに、指針に定める検査のうち、実施率が約 7 割にとどまる項目があり、厚生労働省に対する報告がなされていない項目があることがわかりました。

つきましては、貴社におかれては、緊急作業従事者の長期的健康管理の適切な実施を図るため、下記事項を実施していただき、その結果を報告するようお願いします。

記

- 1 貴社の社員のうち、緊急作業従事者に該当する者について、平成 23 年 10 月以降に実施した、電離則第 56 条に定める電離放射線特殊健康診断及び労働安全衛生規則第 45 条に定める特定健康診断の結果を厚生労働省に報告していない者について、以下の事項を実施すること。

- (1) 健康診断の実施状況を確認し、未実施の場合は、その理由を調査するとともに、再発防止を図ること。
- (2) 実施された健康診断のうち、厚生労働省に報告されていない健康診断記録の写しについて、速やかに厚生労働省に報告すること。

なお、報告の方法の詳細については、「電離放射線障害防止規則の一部を改正する

省令の円滑な施行等について」(平成 23 年 10 月 14 日付け基安発 1014 第 3 号)によること。

2 貴社の社員のうち、特定緊急作業従事者（緊急作業従事者のうち、緊急作業期間中に 50 ミリシーベルトを超える線量を受けた者）に該当する者について、指針に定めるがん検診等の結果を厚生労働省に報告していない者について、以下の事項を実施すること。

- (1) 指針に定める検査を未実施の場合は、未実施の理由を調査するとともに、一般定期健康診断等の機会を捉え、指針に定める検査の受診を特定緊急作業従事者に対して再度勧奨すること。
- (2) 実施された検査のうち、厚生労働省に報告されていない検査記録の写しについて、速やかに厚生労働省に報告すること。

なお、報告は、極力、電子媒体によることとし、平成 23 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第 1 号の別添 5 のフォーマットに従って報告すること。

3 報告期限

- (1) 1 の(1)及び 2 の(1)の調査結果について、本年 9 月 10 日までに報告すること。
- (2) 1 の(2) の健康診断記録の写し及び 2 の(2)の検査記録の写しについて、本年 9 月 10 日までに報告すること。間に合わないものについては、本年 9 月 30 日までに報告すること。

東京電力福島第一原子力発電所緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況について

厚生労働省では、法令及び指針^(注1)に基づき、東電福島第一原発での緊急作業従事者^(注2)を対象に、被ばく線量に応じたがん検診等の実施等の長期的健康管理を実施するとともに、その管理を効率的に行うため、被ばく線量、健康診断結果等を登録したデータベースの整備を行っています。

今般、各事業者からの報告等をもとにデータを整理し、長期的健康管理の実施状況を取りまとめました。

(注1)「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日 公示第5号)

(注2) 緊急時被ばく限度(100ミリシーベルト。H23.3.14～H23.12.16の間は250ミリシーベルト)適用労働者。原則としてH23.12.15以前に作業に従事した者。

1 登録証の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事者に対して、長期的健康管理システムにデータが登録されていることを証する「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証」(以下「登録証」といいます。)を発行しています。

登録証は、緊急作業従事者19,346人(平成25年8月現在)のうち、平成24年7月から平成25年6月までの間、住所不明者62人を除く19,284人に対して、直接郵送しました。そのうち、宛先不明等で返送された2,470名については、時期を改めて再送付、元請事業者への住所照会や作業従事者本人に対する電話照会等を行い、住所等が判明した緊急作業従事者に登録証を送付してきました。

現在までのところ、緊急作業従事者19,346人のうち、18,874人(97.6%)に登録証を発行済みです。登録証を送付できていない472人(転居先不明・長期不在410人、住所不明62人)^(注)については、引き続き住所の確認を実施していきます。

(注) 472人の緊急作業期間中の被ばく線量は平均7.67ミリシーベルト、最大45.07ミリシーベルト。

2 手帳の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事期間中の被ばく線量(実効線量)が50mSvを超える緊急作業従事者(以下「特定緊急作業従事者」といいます。)に対して、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」^(注)(以下「手帳」といいます。)を発行しています。

手帳は、対象者からの申請に基づいて発行していますが、平成24年9月に全ての対象者に申請書を送付し申請を勧奨しました(全員に届いたことを確認済み。)。さらに、未申請者については平成24年10月に、所属事業場に対して未申請者一覧を示した上で本人に申請を勧奨するよう依頼を行いました。また、平成25年2月にも、未申請者の所属事業場に対して申請を勧奨する文書を送付しており、今後も、申請勧奨等を行います。

現在までのところ、特定緊急作業従事者903人(平成25年8月現在)のうち、747人

(82.7%) に手帳を発行済みです。さらに、平成 25 年 7 月 5 日に発表した内部被ばく線量の再評価により、新たに手帳交付対象となった方 12 名に対しても、申請勧奨を行いました。

(注) 申請により交付される。手帳には過去の被ばく線量や健康診断結果をまとめて綴じ込むことができる。手帳保持者は、離職後、被ばく線量に応じ、厚生労働省が指定する医療機関でがん検診等を受診できる。

3 健康診断実施結果のデータベース登録状況等

(1) 特定緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果

厚生労働省では、平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月に実施された、特定緊急作業従事者（緊急作業時の被ばく線量が 50mSv を超える者）に係る健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を実施しました。その結果は表 1 のとおりです。

表 1 特定緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果
(平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断（特定健診）		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数 ^(注1) (人)	517	165	682	517	170	687
対象者数 ^(注2、注3) (人)	519	176	695	519	176	695
実施率 (%)	99.6%	93.8%	98.1%	99.6%	96.6%	98.8%

(注 1) 平成 23 年 10 月より前に実施された直近の健康診断を含む。

(注 2) 回答のあった者の数。回答率は、協力会社が 89.8% (196 人中 176 人)、東京電力が 100% (519 人中 519 人) (平成 25 年 8 月 6 日現在)

(注 3) 平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月までに放射線業務に従事した者に限る。

(2) 緊急作業従事者に対する健康診断^(注1) 結果のデータベース登録状況

電離則第 59 条の 2 が施行された平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月に実施された健康診断のうち、平成 25 年 2 月末までに厚生労働省に報告があったものを取りまとめた結果は表 2 のとおりです。

表 2 電離放射線特殊健康診断等結果のデータベース登録状況
(平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断（特定健診）		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録数 ^(注2) (人)	1,745	7,427	9,172	1,742	5,941	7,683
対象者数 ^(注3) (人)	2,070	9,910	11,980	2,070	9,910	11,980
登録率 (%)	84.3%	74.9%	76.6%	84.2%	59.9%	64.1%

(注1) 事業者は、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）及び労働安全衛生規則に基づき、放射線業務に従事する労働者に対して、6月以内ごとに1回、電離放射線特殊健康診断及び一般健康診断（特定健診）を実施することが規定されている。緊急作業従事者については、電離則第59条の2に基づき、放射線業務に従事している間、健康診断の結果を厚生労働省に提出することが定められ、その結果はデータベースに登録される。

(注2) 平成23年10月より前に実施された直近の健康診断結果を含む。平成25年3月以降に報告されたものは含まれない。

(注3) 平成23年10月から平成24年9月までに放射線業務に従事した者に限る。

(3) 厚生労働省の対応

東京電力及び健康診断結果の未報告者が所属する元請事業者81社に対して、健康診断実施状況の調査、未実施の場合の原因調査と再発防止を指導しました。また、実施済みの健康診断結果で、厚生労働省に未提出なものについて、速やかに報告するように指導しました。

4 指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

(1) 指針に基づくがん検診等^(注)の実施勧奨

厚生労働省では、特定緊急作業従事者を雇用する事業者に対して、対象となる特定緊急作業従事者の一覧を示した上で、平成24年6月から11月にかけて、複数回にわたってがん検診等の適切な実施を要請しました。

さらに、転居、転職等を行った場合でも、がん検診等を適切に受けることができるよう、年に1回（本年度はH25年6月に実施済み。）、特定緊急作業従事者全員を対象に、現在の住所、所属事業場等を調査します。

(注) 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（以下「指針」といいます。）は、緊急作業従事期間の被ばく線量が50mSvを超える緊急作業従事者に対して、白内障に関する眼の検査を、100mSvを超える緊急作業従事者に対して、がん検診等の実施をおおむね1年ごとに1回、事業者に実施することを求めている。離職後は国が実施。これらの検査結果は、本人の同意のもと、厚生労働省に報告され、厚生労働省のデータベースに登録される。

(2) 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果

厚生労働省では、特定緊急作業従事者（緊急作業時の被ばく線量が50mSvを超える者）に対する健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を実施しました。その結果は表3のとおりです。

表3 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果
(平成23年10月から平成25年3月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数 ^(注1) (人)	389	200	589	139	23	162
対象者数 ^(注2) (人)	563	300	863	142	29	171
実施率 (%)	69.1%	66.7%	68.3%	97.9%	79.3%	94.7%

(注1) 回答のあった者の数。回答率は、協力会社が91.5% (328人中300人)、東京電力が100% (563人中563人) (平成25年8月6日現在)

(注2) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(3) 緊急作業従事者に対する指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

指針が制定された平成23年10月以降、平成24年9月末までに実施されたがん検診等の結果のうち、平成25年2月末までに厚生労働省に報告があり、データベースに登録されている件数を取りまとめた結果は表4のとおりです。また、離職者に対して国が実施したがん検診等の結果で、平成25年3月までに厚生労働省に報告があった件数は表5のとおりです。

表4 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果のデータベース登録状況
(事業者実施分)

(平成23年10月から平成24年9月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録者数 ^(注1) (人)	0	102	102	105	7	112
対象者数 ^(注2、注3) (人)	563	225	788	142	16	158
登録率 (%)	0.0%	45.3%	12.9%	73.9%	43.8%	70.9%

(注1) 平成23年10月より前に実施された直近の健康診断結果を含む。なお、東京電力の眼の検査数が0なのは、平成24年7月～平成25年3月に実施された検査389人が集計外となっているため。平成25年3月以降に報告されたものは含まれない。

(注2) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注3) ①放射線業務に従事している者又は②放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者には雇用されている者に限る。)(平成24年8月時点)

表5 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果の報告状況

(国による援助分)

(平成23年10月から平成25年3月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)	がん検診等
報告数(人)	44	7
対象者数 ^(注1、注2) (人)	115	15
報告率(%)	38.3%	46.7%

(注1) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注2) 国による援助の対象は、特定緊急作業従事者のうち、①職業に就いていない者又は
②放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者に雇用されている者を除く。)に限る。(平成24年8月時点)

(5) 厚生労働省の対応

厚生労働省では、希望者全員が、白内障に関する眼の検査、がん検診等を受けることができるよう、検診結果を未提出の東京電力及び事業者50社に対してがん検診等の受診を勧奨するよう指導しました。

さらに、実施された検診結果のうち厚生労働省に未提出のものについて、速やかに本人の同意を得た上で報告するよう指導しました。離職者については、今後、年1回、緊急作業従事者の現況調査を行い、離職者を把握し、対象者に直接、受診を勧奨します。

5 健康相談・保健指導窓口における相談状況

厚生労働省では、緊急作業従事者を対象とした健康相談・保健指導の窓口を委託事業により設置しています。日本全国どこからでもフリーダイヤルによる電話相談が可能で、予約により、医師等による対面による健康相談や保健指導を受けることができます(フリーダイヤル 0120-808-609)。

平成24年4月から平成25年3月までの健康相談実施状況は、以下のとおりです。

表6 実施件数(平成24年4月～平成25年3月)

総数	電話相談	対面相談	文書・その他
173	154	17	2

表 7 相談内容分類（延件数）

1	被ばくと健康影響について	102
	・現在の健康状態と被ばくの関係	56
	・現在の健康状態についての労災適用の可能性	24
	・その他	22
2	長期的健康管理システムについて	104
	・登録証に関する問い合わせ（使途・変更手続き・未送達など）	59
	・健康診断及びがん検診に関する問い合わせ	45
3	被ばく線量の照会	29
	・本人からの照会	24
	・家族からの照会	5
4	今後の健康管理方法	83
	・健康維持管理方法	46
	・病気治療についての指導・相談	37
5	企業からの相談	16
	・社員の健康管理の問い合わせ	16
6	その他	48

平成 25 年 8 月 9 日

別記の元方事業者の担当役員 あて

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の
長期健康管理の適切な実施について

表記については、「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理等の徹底について」（平成 23 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第 2 号）により通知されているところです。

今般、別添のとおり緊急作業従事者（東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に従事した者）の長期的健康管理の実施状況についてとりまとめたところ、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）第 59 条の 2 に基づく健康診断結果の厚生労働省への報告率が 7 割から 5 割程度にとどまることが判明しました。

つきましては、貴社におかれては、緊急作業従事者の長期的健康管理の適切な実施を図るため、下記事項を実施していただき、その結果を報告するようお願いします。

記

1 貴社又は関係請負人の社員のうち、緊急作業従事者に該当する者について、平成 23 年 10 月以降に実施した、電離則第 56 条に定める電離放射線特殊健康診断及び労働安全衛生規則第 45 条に定める特定健康診断の結果を厚生労働省に報告していない者について、以下の事項を実施すること。

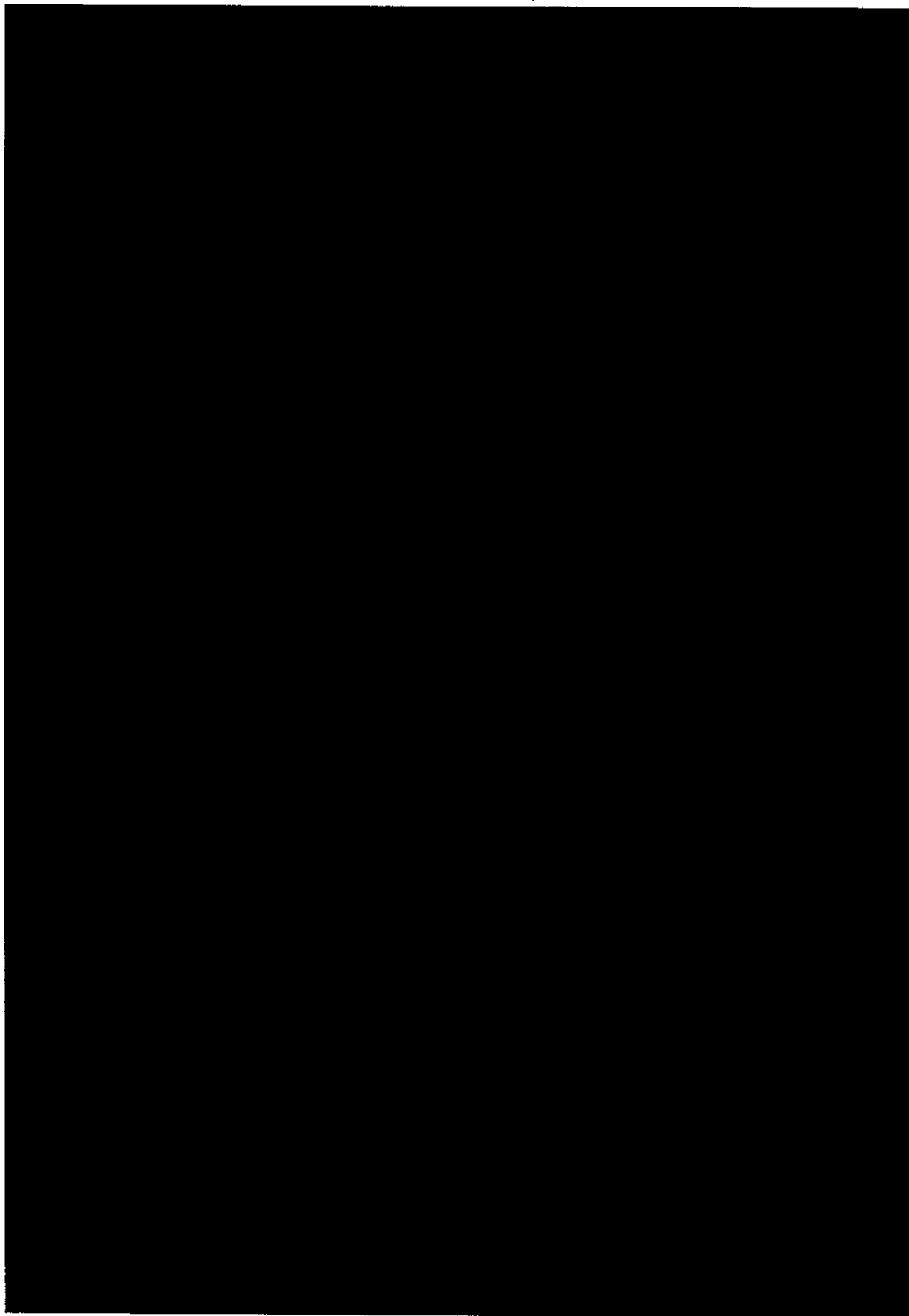
- (1) 未報告者の所属事業場に対して、健康診断の実施状況を確認し、未実施の場合は、その理由を調査するとともに、再発防止を図ること。
- (2) 実施された健康診断のうち、厚生労働省に報告されていない健康診断記録の写しについて、貴社を経由して、速やかに厚生労働省に報告すること。

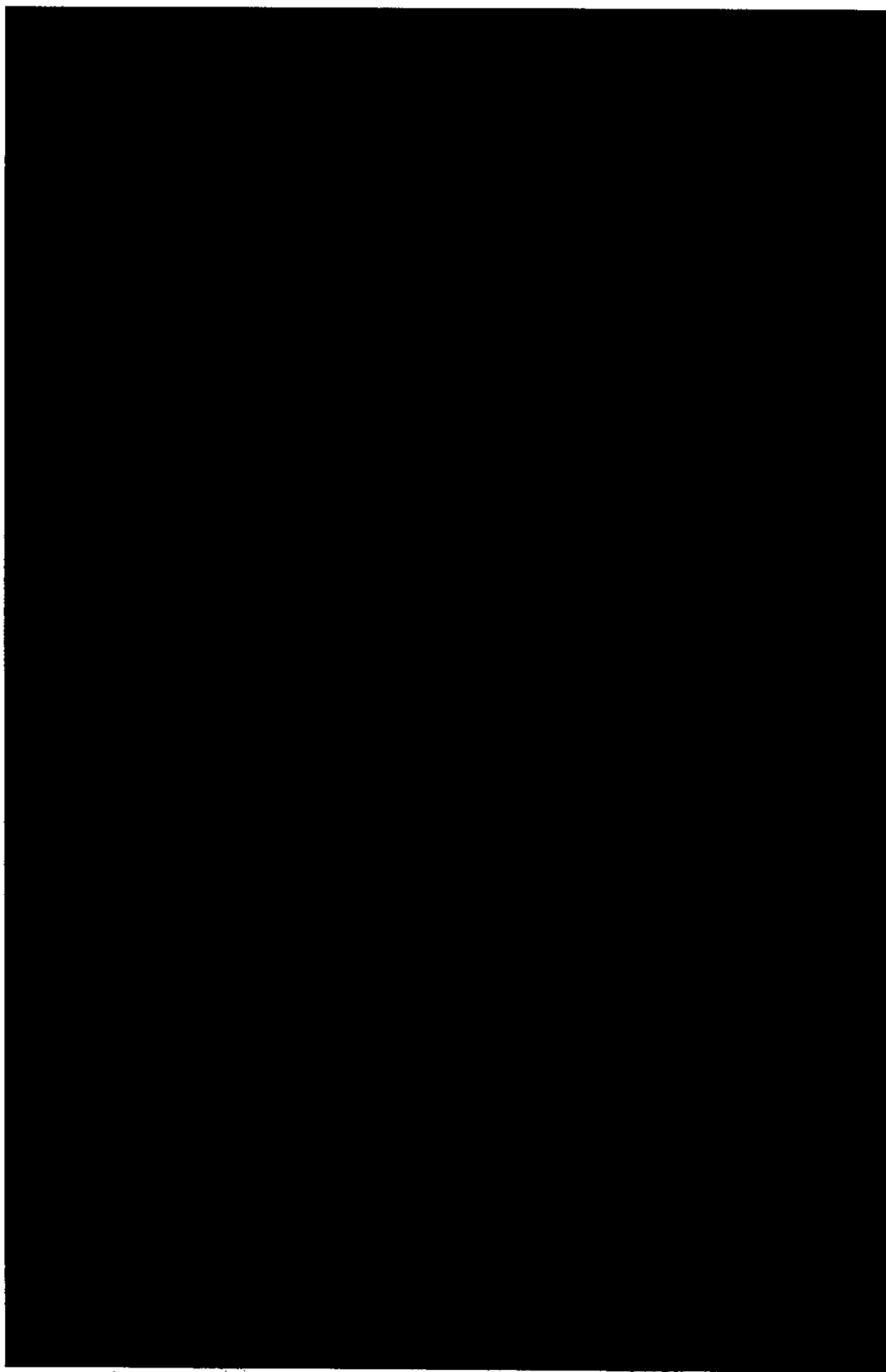
なお、報告の方法の詳細については、「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の円滑な施行等について」（平成 23 年 10 月 14 日付け基安発 1014 第 3 号）によること。

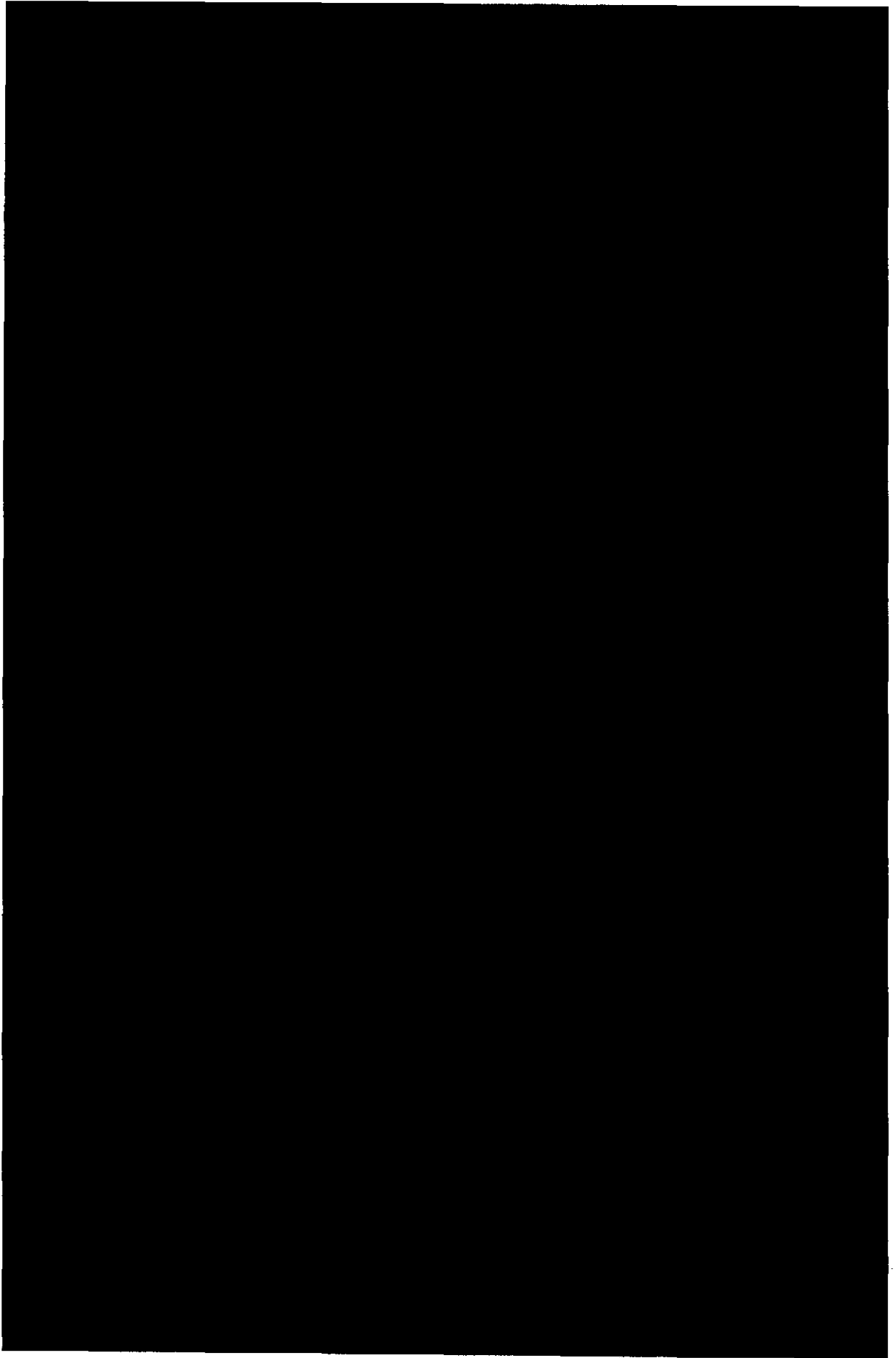
2 報告期限

- (1) 1 の(1)の調査結果について、本年 9 月 10 日までに報告すること。
- (2) 1 の(2)の健康診断記録の写しについて、本年 9 月 10 日までに報告すること。間に合わないものについては、本年 9 月 30 日までに報告すること。

別記







東京電力福島第一原子力発電所緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況について

厚生労働省では、法令及び指針^(注1)に基づき、東電福島第一原発での緊急作業従事者^(注2)を対象に、被ばく線量に応じたがん検診等の実施等の長期的健康管理を実施するとともに、その管理を効率的に行うため、被ばく線量、健康診断結果等を登録したデータベースの整備を行っています。

今般、各事業者からの報告等をもとにデータを整理し、長期的健康管理の実施状況を取りまとめました。

(注1)「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日 公示第5号)

(注2) 緊急時被ばく限度(100ミリシーベルト。H23.3.14～H23.12.16の間は250ミリシーベルト)適用労働者。原則としてH23.12.15以前に作業に従事した者。

1 登録証の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事者に対して、長期的健康管理システムにデータが登録されていることを証する「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証」(以下「登録証」といいます。)を発行しています。

登録証は、緊急作業従事者19,346人(平成25年8月現在)のうち、平成24年7月から平成25年6月までの間、住所不明者62人を除く19,284人に対して、直接郵送しました。そのうち、宛先不明等で返送された2,470名については、時期を改めて再送付、元請事業者への住所照会や作業者本人に対する電話照会等を行い、住所等が判明した緊急作業従事者に登録証を送付してきました。

現在までのところ、緊急作業従事者19,346人のうち、18,874人(97.6%)に登録証を発行済みです。登録証を送付できていない472人(転居先不明・長期不在410人、住所不明62人)^(注)については、引き続き住所の確認を実施していきます。

(注) 472人の緊急作業期間中の被ばく線量は平均7.67ミリシーベルト、最大45.07ミリシーベルト。

2 手帳の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事期間の被ばく線量(実効線量)が50mSvを超える緊急作業従事者(以下「特定緊急作業従事者」といいます。)に対して、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」^(注)(以下「手帳」といいます。)を発行しています。

手帳は、対象者からの申請に基づいて発行していますが、平成24年9月に全ての対象者に申請書を送付し申請を勧奨しました(全員に届いたことを確認済み。)。さらに、未申請者については平成24年10月に、所属事業場に対して未申請者一覧を示した上で本人に申請を勧奨するよう依頼を行いました。また、平成25年2月にも、未申請者の所属事業場に対して申請を勧奨する文書を送付しており、今後も、申請勧奨等を行います。

現在までのところ、特定緊急作業従事者903人(平成25年8月現在)のうち、747人

(82.7%) に手帳を発行済みです。さらに、平成 25 年 7 月 5 日に発表した内部被ばく線量の再評価により、新たに手帳交付対象となった方 12 名に対しても、申請勧奨を行いました。

(注) 申請により交付される。手帳には過去の被ばく線量や健康診断結果をまとめて綴じ込むことができる。手帳保持者は、離職後、被ばく線量に応じ、厚生労働省が指定する医療機関でがん検診等を受診できる。

3 健康診断実施結果のデータベース登録状況等

(1) 特定緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果

厚生労働省では、平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月に実施された、特定緊急作業従事者（緊急作業時の被ばく線量が 50mSv を超える者）に係る健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を実施しました。その結果は表 1 のとおりです。

表 1 特定緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果
(平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断（特定健診）		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数 ^(注1) (人)	517	165	682	517	170	687
対象者数 ^(注2、注3) (人)	519	176	695	519	176	695
実施率 (%)	99.6%	93.8%	98.1%	99.6%	96.6%	98.8%

(注 1) 平成 23 年 10 月より前に実施された直近の健康診断を含む。

(注 2) 回答のあった者の数。回答率は、協力会社が 89.8% (196 人中 176 人)、東京電力が 100% (519 人中 519 人) (平成 25 年 8 月 6 日現在)

(注 3) 平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月までに放射線業務に従事した者に限る。

(2) 緊急作業従事者に対する健康診断^(注1) 結果のデータベース登録状況

電離則第 59 条の 2 が施行された平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月に実施された健康診断のうち、平成 25 年 2 月末までに厚生労働省に報告があったものを取りまとめた結果は表 2 のとおりです。

表 2 電離放射線特殊健康診断等結果のデータベース登録状況
(平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断（特定健診）		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録数 ^(注2) (人)	1,745	7,427	9,172	1,742	5,941	7,683
対象者数 ^(注3) (人)	2,070	9,910	11,980	2,070	9,910	11,980
登録率 (%)	84.3%	74.9%	76.6%	84.2%	59.9%	64.1%

(注1) 事業者は、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）及び労働安全衛生規則に基づき、放射線業務に従事する労働者に対して、6月以内ごとに1回、電離放射線特殊健康診断及び一般健康診断（特定健診）を実施することが規定されている。緊急作業従事者については、電離則第59条の2に基づき、放射線業務に従事している間、健康診断の結果を厚生労働省に提出することが定められ、その結果はデータベースに登録される。

(注2) 平成23年10月より前に実施された直近の健康診断結果を含む。平成25年3月以降に報告されたものは含まれない。

(注3) 平成23年10月から平成24年9月までに放射線業務に従事した者に限る。

(3) 厚生労働省の対応

東京電力及び健康診断結果の未報告者が所属する元請事業者81社に対して、健康診断実施状況の調査、未実施の場合の原因調査と再発防止を指導しました。また、実施済みの健康診断結果で、厚生労働省に未提出なものについて、速やかに報告するように指導しました。

4 指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

(1) 指針に基づくがん検診等^(注)の実施勧奨

厚生労働省では、特定緊急作業従事者を雇用する事業者に対して、対象となる特定緊急作業従事者の一覧を示した上で、平成24年6月から11月にかけて、複数回にわたってがん検診等の適切な実施を要請しました。

さらに、転居、転職等を行った場合でも、がん検診等を適切に受けることができるよう、年に1回（本年度はH25年6月に実施済み。）、特定緊急作業従事者全員を対象に、現在の住所、所属事業場等を調査します。

(注) 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（以下「指針」といいます。）は、緊急作業従事期間の被ばく線量が50mSvを超える緊急作業従事者に対して、白内障に関する眼の検査を、100mSvを超える緊急作業従事者に対して、がん検診等の実施をおおむね1年ごとに1回、事業者に実施することを求めている。離職後は国が実施。これらの検査結果は、本人の同意のもと、厚生労働省に報告され、厚生労働省のデータベースに登録される。

(2) 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果

厚生労働省では、特定緊急作業従事者（緊急作業時の被ばく線量が50mSvを超える者）に対する健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を実施しました。その結果は表3のとおりです。

表3 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果

(平成23年10月から平成25年3月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数 ^(注1) (人)	389	200	589	139	23	162
対象者数 ^(注2) (人)	563	300	863	142	29	171
実施率(%)	69.1%	66.7%	68.3%	97.9%	79.3%	94.7%

(注1) 回答のあった者の数。回答率は、協力会社が91.5% (328人中300人)、東京電力が100% (563人中563人) (平成25年8月6日現在)

(注2) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(3) 緊急作業従事者に対する指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

指針が制定された平成23年10月以降、平成24年9月末までに実施されたがん検診等の結果のうち、平成25年2月末までに厚生労働省に報告があり、データベースに登録されている件数を取りまとめた結果は表4のとおりです。また、離職者に対して国が実施したがん検診等の結果で、平成25年3月までに厚生労働省に報告があった件数は表5のとおりです。

表4 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果のデータベース登録状況

(事業者実施分)

(平成23年10月から平成24年9月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録者数 ^(注1) (人)	0	102	102	105	7	112
対象者数 ^(注2、注3) (人)	563	225	788	142	16	158
登録率(%)	0.0%	45.3%	12.9%	73.9%	43.8%	70.9%

(注1) 平成23年10月より前に実施された直近の健康診断結果を含む。なお、東京電力の眼の検査数が0なのは、平成24年7月～平成25年3月に実施された検査389人が集計外となっているため。平成25年3月以降に報告されたものは含まれない。

(注2) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注3) ①放射線業務に従事している者又は②放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者には雇用されている者に限る。)(平成24年8月時点)

表5 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果の報告状況

(国による援助分)

(平成23年10月から平成25年3月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)	がん検診等
報告数(人)	44	7
対象者数 ^(注1、注2) (人)	115	15
報告率(%)	38.3%	46.7%

(注1) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注2) 国による援助の対象は、特定緊急作業従事者のうち、①職業に就いていない者又は
②放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者に雇用されている者を除く。)に限る。(平成24年8月時点)

(5) 厚生労働省の対応

厚生労働省では、希望者全員が、白内障に関する眼の検査、がん検診等を受けることができるよう、検診結果を未提出の東京電力及び事業者50社に対してがん検診等の受診を勧奨するよう指導しました。

さらに、実施された検診結果のうち厚生労働省に未提出のものについて、速やかに本人の同意を得た上で報告するよう指導しました。離職者については、今後、年1回、緊急作業従事者の現況調査を行い、離職者を把握し、対象者に直接、受診を勧奨します。

5 健康相談・保健指導窓口における相談状況

厚生労働省では、緊急作業従事者を対象とした健康相談・保健指導の窓口を委託事業により設置しています。日本全国どこからでもフリーダイヤルによる電話相談が可能で、予約により、医師等による対面による健康相談や保健指導を受けることができます(フリーダイヤル 0120-808-609)。

平成24年4月から平成25年3月までの健康相談実施状況は、以下のとおりです。

表6 実施件数(平成24年4月～平成25年3月)

総数	電話相談	対面相談	文書・その他
173	154	17	2

表 7 相談内容分類（延件数）

1	被ばくと健康影響について	102
	・現在の健康状態と被ばくの関係	56
	・現在の健康状態についての労災適用の可能性	24
	・その他	22
2	長期的健康管理システムについて	104
	・登録証に関する問い合わせ（使途・変更手続き・未送達など）	59
	・健康診断及びがん検診に関する問い合わせ	45
3	被ばく線量の照会	29
	・本人からの照会	24
	・家族からの照会	5
4	今後の健康管理方法	83
	・健康維持管理方法	46
	・病気治療についての指導・相談	37
5	企業からの相談	16
	・社員の健康管理の問い合わせ	16
6	その他	48

平成 25 年 8 月 9 日

別記の事業者の代表者 あて

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の
長期健康管理の適切な実施について

表記については、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 23 年 10 月 11 日 東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第 5 号。以下「指針」という。）（別添 1）により、実施されているところです。

今般、別添 2 のとおり緊急作業従事者（東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に従事した者）の長期的健康管理の実施状況についてとりまとめたところ、指針に定める検査のうち、実施率が約 7 割にとどまる項目があり、厚生労働省に対する報告が 1 割程度にとどまる項目があることがわかりました。

つきましては、貴社におかれては、緊急作業従事者の長期的健康管理の適切な実施を図るため、下記事項を実施していただき、その結果を報告するようお願いします。

記

- 1 貴社の社員のうち、特定緊急作業従事者（緊急作業従事者のうち、緊急作業期間中に 50 ミリシーベルトを超える線量を受けた者）に該当する者について、指針に定めるがん検診等の結果を厚生労働省に報告していない者について、以下の事項を実施すること。

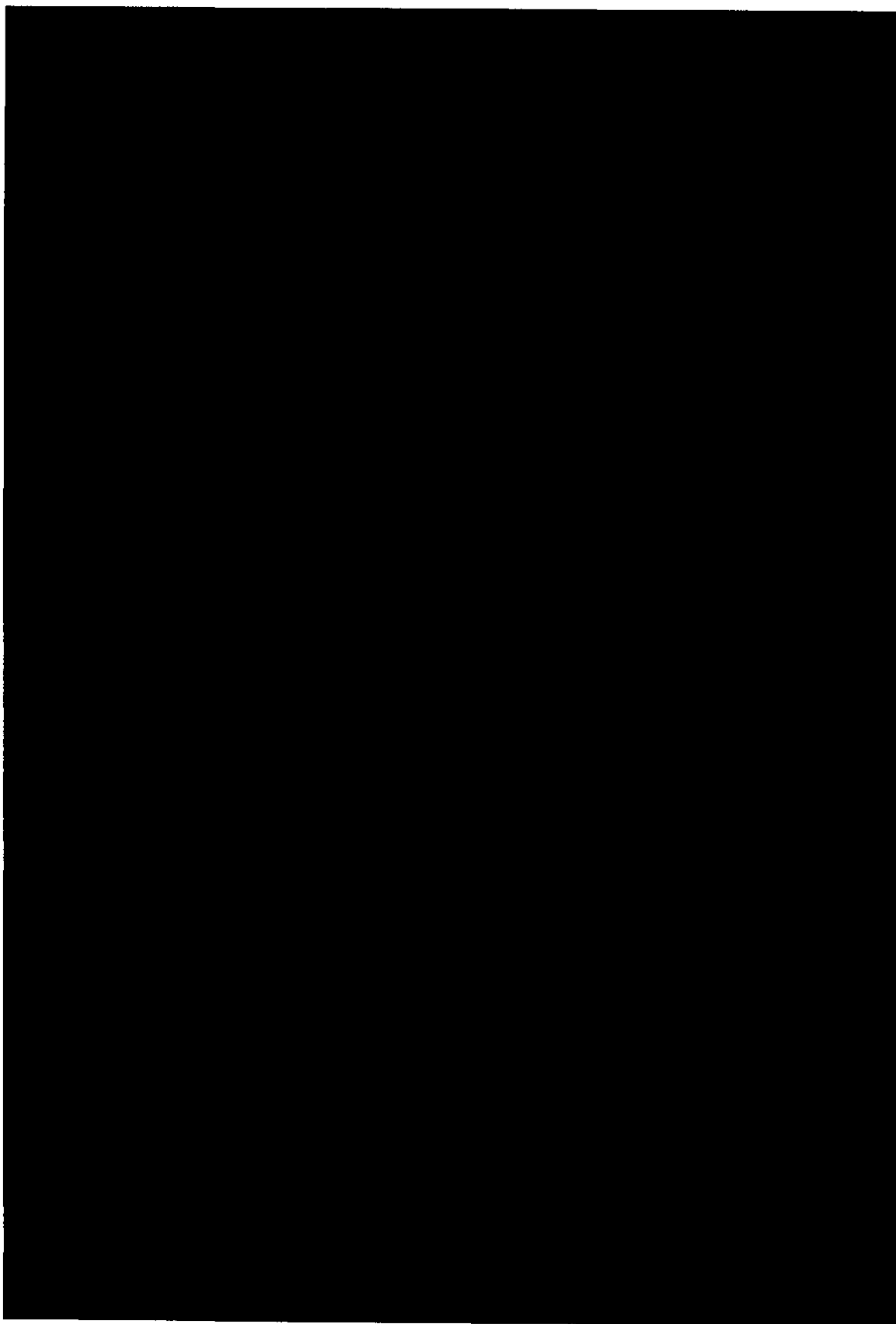
- (1) 指針に定める検査を未実施の場合は、未実施の理由を調査するとともに、一般定期健康診断等の機会を捉え、指針に定める検査の受診を特定緊急作業従事者に対して再度勧奨すること。
- (2) 実施された検査のうち、厚生労働省に報告されていない検査記録の写しについて、速やかに厚生労働省に報告すること。

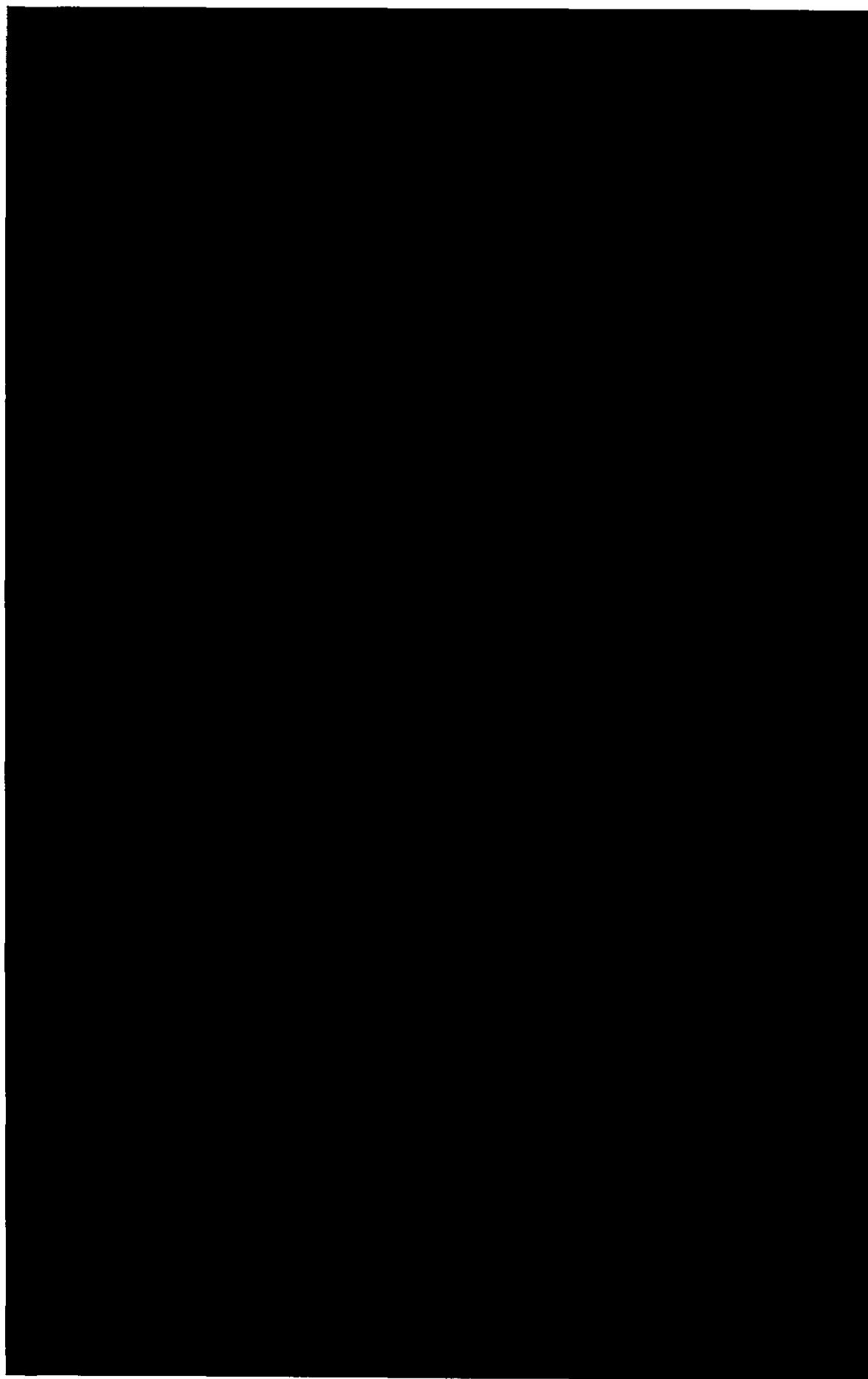
なお、報告は、極力、電子媒体によることとし、別添 3 のフォーマットに従って報告すること。

2 報告期限

- (1) 1 の(1)の調査結果について、本年 9 月 10 日までに報告すること。
- (2) 1 の(2)の検査記録の写しについて、本年 9 月 10 日までに報告すること。間に合わないものについては、本年 9 月 30 日までに報告すること。

別記





東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針

平成 23 年 10 月 11 日

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針
公示第 5 号

第 1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における厚生労働大臣が指定する緊急作業（電離放射線障害防止規則第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業（平成 23 年厚生労働省告示第 402 号）で定める緊急作業をいう。以下「指定緊急作業」という。）に従事し、又は従事した労働者（以下「緊急作業従事者等」という。）のうち、指定緊急作業期間中に通常の放射線業務の被ばく上限を超える線量を被ばくした労働者については、がん等晩発性の健康障害の発生が懸念されるとともに、緊急作業従事者等が抱く健康上の不安を解消するため、緊急作業従事者等が離職した後を含め、それらに対する検査等、適切な長期的健康管理を実施する必要がある。

本指針は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 70 条の 2 第 1 項に基づき、緊急作業従事者等を指定緊急作業又は放射線業務（以下「緊急作業等」という。）に従事させる事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置が適切かつ有効に実施されるよう、緊急作業従事者等の健康管理の実施方法の原則を定めるとともに、緊急作業従事者等が放射線業務から離れた後における適切な長期的健康管理が実施されるために必要な措置を定めるほか、緊急作業従事者等の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るために国が行う必要な援助について定めるものとする。

第 2 長期的健康管理のための取組

1 事業場内の体制の確立

緊急作業従事者等を緊急作業等に従事させた事業者（現に、当該者を緊急作業等以外の業務に従事させる中小企業者を除く。）は、緊急作業従事者等に対する長期的な健康管理を適切に実施するため、事業場の規模に応じ、衛生委員会、衛生管理者、産業医、保健師等による事業場内管理体制を確立し、一般健康診断（法第 66 条第 1 項の規定による健康診断をいう。）、電離放射線健康診断（電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）第 56 条の規定による健康診断をいう。）を適切に実施する。

2 がん検診等の実施

- (1) 事業者は、緊急作業従事者等であって、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が 50 ミリシーベルトを超え 100 ミリシーベルト以下の者

については、おおむね1年ごとに1回、細隙灯顕微鏡による白内障に関する眼の検査を実施する。この際、水晶体の写真を撮影しておくことが望ましい。ただし、当該労働者が受診を希望しない場合にはこの限りではない。

- (2) 事業者は、緊急作業従事者等であって、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が100ミリシーベルトを超える者については、上記(1)の検査に加え、おおむね1年ごとに1回、次に掲げる検査を実施する。ただし、当該労働者が受診を希望しない場合にはこの限りではない。また、一般定期健康診断等の健康診断において実施する採血による赤血球数及び血色素量の検査と併せて白血球数及び白血球百分率の検査を実施することが望ましい。

検査名	検査項目
甲状腺の検査	ア 採血による甲状腺刺激ホルモン(TSH)、遊離トリヨードサイロニン(free T₃)及び遊離サイロキシシン(free T₄)の検査 イ 上記アの検査の結果及び被ばく線量等から医師が必要と認めた場合には、頸部超音波検査
胃がん検診	胃エックス線透視検査又は胃内視鏡検査
肺がん検診	胸部エックス線検査及び喀痰細胞診
大腸がん検診	便潜血検査

- (3) 事業者は、上記(1)及び(2)の検査を実施するにあたって、あらかじめ、検査内容やその必要性等について、受診者に対して十分に説明する。

3 保健指導等

- (1) 事業者は、緊急作業従事者等に対し、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成20年1月31日、健康診断結果措置指針公示第7号)に基づき、医師又は保健師による保健指導を受けさせる際には、電離放射線健康診断及び2で定めるがん検診等の結果を総合的に考慮した保健指導を実施する。
- (2) 事業者は、緊急作業従事者等に対し、通常の放射線業務とは異なる環境下で緊急性の高い作業に従事したことによる精神面への影響を踏まえ、当該者が希望する場合には、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月31日、健康保持増進のための指針公示第3号)に留意した上でメンタルヘルスケアを含めた健康相談を実施する。
- (3) 事業者は、一般健康診断及び電離放射線健康診断の結果(当該健康診断の

項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)については、法第 66 条の 4 の規定に基づき、医師等の意見を聴き、その意見に基づいて就業上の措置を決定する。ただし、2 で定めるがん検診等の結果は、原則として再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨を行うために活用されるものであり、安易に就業上の措置の決定には用いることがあってはならないことに留意する。

- (4) 事業者は、一般健康診断、電離放射線健康診断、保健指導等の結果等、本指針に係る健康情報の保護を図るため、その取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成 16 年厚生労働省告示第 259 号)に留意する。

第 3 緊急作業従事者等の長期的健康管理のためのデータベースの整備等

1 データベースの整備等

- (1) 緊急作業従事者等を緊急作業等に従事させる事業者(電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 129 号)の施行前に、緊急作業従事者等を指定緊急作業に従事させた事業者を含む。)は、緊急作業従事者等が緊急作業等に従事している間は、電離則第 59 条の 2 の規定に基づき、次に掲げる項目を国に報告しなければならない。

ア 健康診断結果

- ① 電離則第 57 条の規定による電離放射線健康診断結果
- ② 労働安全衛生規則第 44 条及び第 45 条の規定による一般健康診断結果
- ③ 法第 66 条第 4 項の規定による臨時健康診断結果

イ 「線量等管理実施状況報告書」(電離則様式第 3 号)に定める事項

- ① 氏名、住所、所属事業場名等
 - ② 緊急作業に従事していた間の被ばく線量、指定緊急作業に従事する以前及び指定緊急作業に従事した後に従事していた放射線業務による被ばく線量等
- (2) 事業者は、第 2 の 2 のがん検診等、上記(1)以外の検査を緊急作業従事者等に対して実施した場合、当該者の同意を得た上で、医師の診断・所見を含む検査結果を国に報告する。
- (3) 緊急作業従事者等には、当該者に係る上記(1)及び(2)の項目等を記録し及び保存することができるよう国が設けたデータベースに登録された旨を証する書面(以下「登録証」という。)が送付されるものとする。緊急作業従事者等は、国が設置する緊急作業従事者等を支援するための窓口(以下「支援窓口」

という。)に登録証を提示することにより、自らの被ばく線量、健康診断結果等の記録の写しの交付を受けることができる。

- (4) 第2の2(1)及び(2)に該当する緊急作業従事者等（以下「特定緊急作業従事者等」という。）は、上記(1)及び(2)の主要な事項が記載された「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」（以下「手帳」という。）の交付を受けることができる。また、随時、支援窓口において、手帳の記載内容の追記を受けることができる。

2 緊急作業従事者等を新たに放射線業務に従事させる場合の措置

- (1) 新たに労働者を放射線業務に就かせようとする事業者は、当該労働者に対する雇入れ時電離放射線健康診断における過去の被ばく歴の調査により、当該労働者が緊急作業従事者等に該当することを把握した場合は、電離則第59条の2の規定に基づき、第3の1に定める報告を国に対して行なわなければならないとともに、当該者の指定緊急作業時の被ばく線量に応じ、第2に定める健康管理等を適切に実施する。
- (2) 事業者は、特定緊急作業従事者等の健康管理を実施するに当たり、当該者の同意を得た上で、手帳に記載された過去の健康診断結果等を把握し、それを保健指導又は健康相談に活用する。

第4 緊急作業従事者等の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るために国が行う必要な援助等

1 がん検診等の受診勧奨

特定緊急作業従事者等のうち、緊急作業等に従事する者については、事業者を通じ、それ以外の者については、直接、おおむね1年ごとに1回、第2の2に定める被ばく線量に応じ、がん検診等の受診を勧奨する通知をするものとする。

2 国による保健指導等の実施

国は、支援窓口において、緊急作業従事者等に対する健康相談又は保健指導を行う。

3 特定緊急作業従事者等への援助等

ア 国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に職業に就いていない者については、一般健康診断及び第2の2に掲げる各検査に相当する検査を受診する場合において、当該検査に要する費用の全部又は一部を援助する。

イ 国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に、緊急作業等以外の業務に従事させる事業者（当該者を緊急作業等に従事させた中小企業者以外の事業者を除

く。)に雇用される者については、第2の2に掲げる各検査に相当する検査を受診する場合において、当該検査に要する費用の全部又は一部を援助する。

ウ 国は、上記ア又はイの検査を実施する医療機関から、受診者の同意を得た上で、医師の診断・所見を含む検査結果の報告を得るものとする。

4 国は、1から3までに掲げるもののほか、特定緊急作業従事者等の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るために必要と認められる援助等を行うことができる。

東京電力福島第一原子力発電所緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況について

厚生労働省では、法令及び指針^(注1)に基づき、東電福島第一原発での緊急作業従事者^(注2)を対象に、被ばく線量に応じたがん検診等の実施等の長期的健康管理を実施するとともに、その管理を効率的に行うため、被ばく線量、健康診断結果等を登録したデータベースの整備を行っています。

今般、各事業者からの報告等をもとにデータを整理し、長期的健康管理の実施状況を取りまとめました。

(注1)「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日 公示第5号)

(注2) 緊急時被ばく限度(100ミリシーベルト。H23.3.14～H23.12.16の間は250ミリシーベルト)適用労働者。原則としてH23.12.15以前に作業に従事した者。

1 登録証の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事者に対して、長期的健康管理システムにデータが登録されていることを証する「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証」(以下「登録証」といいます。)を発行しています。

登録証は、緊急作業従事者19,346人(平成25年8月現在)のうち、平成24年7月から平成25年6月までの間、住所不明者62人を除く19,284人に対して、直接郵送しました。そのうち、宛先不明等で返送された2,470名については、時期を改めて再送付、元請事業者への住所照会や作業者本人に対する電話照会等を行い、住所等が判明した緊急作業従事者に登録証を送付してきました。

現在までのところ、緊急作業従事者19,346人のうち、18,874人(97.6%)に登録証を発行済みです。登録証を送付できていない472人(転居先不明・長期不在410人、住所不明62人)^(注)については、引き続き住所の確認を実施していきます。

(注) 472人の緊急作業期間中の被ばく線量は平均7.67ミリシーベルト、最大45.07ミリシーベルト。

2 手帳の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事期間の被ばく線量(実効線量)が50mSvを超える緊急作業従事者(以下「特定緊急作業従事者」といいます。)に対して、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」^(注)(以下「手帳」といいます。)を発行しています。

手帳は、対象者からの申請に基づいて発行していますが、平成24年9月に全ての対象者に申請書を送付し申請を勧奨しました(全員に届いたことを確認済み。)。さらに、未申請者については平成24年10月に、所属事業場に対して未申請者一覧を示した上で本人に申請を勧奨するよう依頼を行いました。また、平成25年2月にも、未申請者の所属事業場に対して申請を勧奨する文書を送付しており、今後も、申請勧奨等を行います。

現在までのところ、特定緊急作業従事者903人(平成25年8月現在)のうち、747人

(82.7%) に手帳を発行済みです。さらに、平成 25 年 7 月 5 日に発表した内部被ばく線量の再評価により、新たに手帳交付対象となった方 12 名に対しても、申請勧奨を行いました。

(注) 申請により交付される。手帳には過去の被ばく線量や健康診断結果をまとめて綴じ込むことができる。手帳保持者は、離職後、被ばく線量に応じ、厚生労働省が指定する医療機関でがん検診等を受診できる。

3 健康診断実施結果のデータベース登録状況等

(1) 特定緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果

厚生労働省では、平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月に実施された、特定緊急作業従事者（緊急作業時の被ばく線量が 50mSv を超える者）に係る健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を実施しました。その結果は表 1 のとおりです。

表 1 特定緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果
(平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断（特定健診）		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数 ^(注1) (人)	517	165	682	517	170	687
対象者数 ^(注2、注3) (人)	519	176	695	519	176	695
実施率 (%)	99.6%	93.8%	98.1%	99.6%	96.6%	98.8%

(注 1) 平成 23 年 10 月より前に実施された直近の健康診断を含む。

(注 2) 回答のあった者の数。回答率は、協力会社が 89.8% (196 人中 176 人)、東京電力が 100% (519 人中 519 人) (平成 25 年 8 月 6 日現在)

(注 3) 平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月までに放射線業務に従事した者に限る。

(2) 緊急作業従事者に対する健康診断^(注1) 結果のデータベース登録状況

電離則第 59 条の 2 が施行された平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月に実施された健康診断のうち、平成 25 年 2 月末までに厚生労働省に報告があったものを取りまとめた結果は表 2 のとおりです。

表 2 電離放射線特殊健康診断等結果のデータベース登録状況
(平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断（特定健診）		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録数 ^(注2) (人)	1,745	7,427	9,172	1,742	5,941	7,683
対象者数 ^(注3) (人)	2,070	9,910	11,980	2,070	9,910	11,980
登録率 (%)	84.3%	74.9%	76.6%	84.2%	59.9%	64.1%

(注1) 事業者は、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）及び労働安全衛生規則に基づき、放射線業務に従事する労働者に対して、6月以内ごとに1回、電離放射線特殊健康診断及び一般健康診断（特定健診）を実施することが規定されている。緊急作業従事者については、電離則第59条の2に基づき、放射線業務に従事している間、健康診断の結果を厚生労働省に提出することが定められ、その結果はデータベースに登録される。

(注2) 平成23年10月より前に実施された直近の健康診断結果を含む。平成25年3月以降に報告されたものは含まれない。

(注3) 平成23年10月から平成24年9月までに放射線業務に従事した者に限る。

(3) 厚生労働省の対応

東京電力及び健康診断結果の未報告者が所属する元請事業者81社に対して、健康診断実施状況の調査、未実施の場合の原因調査と再発防止を指導しました。また、実施済みの健康診断結果で、厚生労働省に未提出なものについて、速やかに報告するように指導しました。

4 指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

(1) 指針に基づくがん検診等^(注)の実施勧奨

厚生労働省では、特定緊急作業従事者を雇用する事業者に対して、対象となる特定緊急作業従事者の一覧を示した上で、平成24年6月から11月にかけて、複数回にわたってがん検診等の適切な実施を要請しました。

さらに、転居、転職等を行った場合でも、がん検診等を適切に受けることができるよう、年に1回（本年度はH25年6月に実施済み。）、特定緊急作業従事者全員を対象に、現在の住所、所属事業場等を調査します。

(注) 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（以下「指針」といいます。）は、緊急作業従事期間の被ばく線量が50mSvを超える緊急作業従事者に対して、白内障に関する眼の検査を、100mSvを超える緊急作業従事者に対して、がん検診等の実施をおおむね1年ごとに1回、事業者を実施することを求めている。離職後は国が実施。これらの検査結果は、本人の同意のもと、厚生労働省に報告され、厚生労働省のデータベースに登録される。

(2) 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果

厚生労働省では、特定緊急作業従事者（緊急作業時の被ばく線量が50mSvを超える者）に対する健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を実施しました。その結果は表3のとおりです。

表3 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果

(平成23年10月から平成25年3月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数 ^(注1) (人)	389	200	589	139	23	162
対象者数 ^(注2) (人)	563	300	863	142	29	171
実施率 (%)	69.1%	66.7%	68.3%	97.9%	79.3%	94.7%

(注1) 回答のあった者の数。回答率は、協力会社が91.5% (328人中300人)、東京電力が100% (563人中563人) (平成25年8月6日現在)

(注2) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(3) 緊急作業従事者に対する指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

指針が制定された平成23年10月以降、平成24年9月末までに実施されたがん検診等の結果のうち、平成25年2月末までに厚生労働省に報告があり、データベースに登録されている件数を取りまとめた結果は表4のとおりです。また、離職者に対して国が実施したがん検診等の結果で、平成25年3月までに厚生労働省に報告があった件数は表5のとおりです。

表4 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果のデータベース登録状況

(事業者実施分)

(平成23年10月から平成24年9月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録者数 ^(注1) (人)	0	102	102	105	7	112
対象者数 ^(注2、注3) (人)	563	225	788	142	16	158
登録率 (%)	0.0%	45.3%	12.9%	73.9%	43.8%	70.9%

(注1) 平成23年10月より前に実施された直近の健康診断結果を含む。なお、東京電力の眼の検査数が0なのは、平成24年7月～平成25年3月に実施された検査389人が集計外となっているため。平成25年3月以降に報告されたものは含まれない。

(注2) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注3) ①放射線業務に従事している者又は②放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者に雇用されている者に限る。)(平成24年8月時点)

表5 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果の報告状況

(国による援助分)

(平成23年10月から平成25年3月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)	がん検診等
報告数(人)	44	7
対象者数(注1、注2)(人)	115	15
報告率(%)	38.3%	46.7%

(注1) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注2) 国による援助の対象は、特定緊急作業従事者のうち、①職業に就いていない者又は②放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者に雇用されている者を除く。)に限る。(平成24年8月時点)

(5) 厚生労働省の対応

厚生労働省では、希望者全員が、白内障に関する眼の検査、がん検診等を受けることができるよう、検診結果を未提出の東京電力及び事業者50社に対してがん検診等の受診を勧奨するよう指導しました。

さらに、実施された検診結果のうち厚生労働省に未提出のものについて、速やかに本人の同意を得た上で報告するよう指導しました。離職者については、今後、年1回、緊急作業従事者の現況調査を行い、離職者を把握し、対象者に直接、受診を勧奨します。

5 健康相談・保健指導窓口における相談状況

厚生労働省では、緊急作業従事者を対象とした健康相談・保健指導の窓口を委託事業により設置しています。日本全国どこからでもフリーダイヤルによる電話相談が可能で、予約により、医師等による対面による健康相談や保健指導を受けることができます(フリーダイヤル 0120-808-609)。

平成24年4月から平成25年3月までの健康相談実施状況は、以下のとおりです。

表6 実施件数(平成24年4月～平成25年3月)

総数	電話相談	対面相談	文書・その他
173	154	17	2

表7 相談内容分類（延件数）

1	被ばくと健康影響について	102
	・現在の健康状態と被ばくの関係	56
	・現在の健康状態についての労災適用の可能性	24
	・その他	22
2	長期的健康管理システムについて	104
	・登録証に関する問い合わせ（使途・変更手続き・未送達など）	59
	・健康診断及びがん検診に関する問い合わせ	45
3	被ばく線量の照会	29
	・本人からの照会	24
	・家族からの照会	5
4	今後の健康管理方法	83
	・健康維持管理方法	46
	・病気治療についての指導・相談	37
5	企業からの相談	16
	・社員の健康管理の問い合わせ	16
6	その他	48

● 一般健康診断に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
健診の種類（一般健診・雇入時健診），個人番号，<u>中央登録番号</u>，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，雇入年月日，性別（男・女），健診年月日，既往歴，自覚症状（なし・記述），他覚症状（なし・記述），身長（cm），体重（kg），BMI，腹囲（cm），右視力裸眼，右視力矯正，左視力裸眼，左視力矯正，右聴力 1000Hz（所見なし・所見あり），右聴力 4000Hz（所見なし・所見あり），左聴力 1000Hz（所見なし・所見あり），左聴力 4000Hz（所見なし・所見あり），聴力検査方法（オーディオ・その他），胸部エックス線検査（直接・間接），撮影年月日，検査結果（異常なし・記述），フィルム番号，喀痰検査（異常なし・記述），収縮期血圧（mmHg），拡張期血圧（mmHg），血色素量（g/dL），赤血球数（万/mm³），ヘマトクリット（％），血小板数（万/mm³），GOT（AST）（IU/L），GPT（ALT）（IU/L），γ-GTP（IU/L），総コレステロール（mg/dL），LDL コレステロール（mg/dL），HDL コレステロール（mg/dL），トリグリセライド（mg/dL），血糖（mg/dL），HbA1c（％），尿糖（＋・－・＋＋・＋＋＋），尿蛋白（＋・－・＋＋・＋＋＋），尿潜血（＋・－・＋＋・＋＋＋），心電図（所見），その他の検査，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，<u>健診を実施した施設名</u>，医師の意見，意見を述べた医師の氏名，備考，飲酒状況，飲酒開始年齢，飲酒終了年齢，1日飲酒量（日本酒換算），喫煙状況，喫煙開始年齢，喫煙終了年齢，1日喫煙本数	・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日：年は西暦 ・ 胸部エックス線検査は撮影法を書くこと。 （貧血検査） （肝機能検査） （血糖検査） （尿検査） （心電図検査） ・ その他の検査：同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添5にある項目を除く。 （生活習慣）

● 電離放射線健康診断・臨時健康診断に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
健診の種類（電離健診・臨時健診），個人番号，<u>中央登録番号</u>，氏名のフリガナ，氏名，性別（男・女），生年月日，雇入年月日，判定と処置，健診年月日，白血球数（個/mm³），リンパ球（％），単球（％），異型リンパ球（％），好中球棒状核（％），好中球分葉核（％），<u>好中球全体（％）</u>，<u>好酸球（％）</u>，<u>好塩基球（％）</u>，赤血球数（万/mm³），血色素量（g/dL），ヘマトクリット（％），その他， 水晶体の混濁（有・無）， 発赤（有・無），乾燥又は縦じわ（有・無），潰瘍（有・無），爪の異常（有・無）， 体重， その他の検査，全身所見，自覚的訴え，参考事項，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，<u>健診を実施した施設名</u>，医師の意見，意見を述べた医師の氏名	・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日：年は西暦4桁 （血液検査） （目の検査） （皮膚の検査） ・ その他の検査：同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添5にある項目を除く。

● 作業・被ばく状況に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人の対象期間（1月又は3月）ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 性別（男・女）, 個人番号, <u>中央登録番号</u>, 緊急作業従事前の被ばく線量, 住所, 電話番号, 緊急作業時の所属事業場の名称, 緊急作業時の所属事業場の所在地, 電話番号, 現在の所属事業場の名称, 現在の所属事業場の所在地, 電話番号, 対象期間（2011 年〇月分）, 外部被ばく実効線量（mSv）, 眼の水晶体の等価線量（mSv）, 皮膚の等価線量（mSv）, 預託線量（mSv）, 測定日, 摂取日, 核種, 計測値（Bq）, 核種, 計測値（Bq）, 核種, 計測値（Bq）, 通常・指定緊急作業の区別（通常・指定緊急）, 作業の場所, 作業の内容, 安定ヨウ素剤の使用状況 【改行】	（個人識別情報） ・ 外国人の場合、氏名欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ・ 生年月日：年は西暦で記載すること。 ・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 緊急作業従事以前の被ばく線量：不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ・ 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 ・ 現在の所属事業場がない場合は、現在の所属事業場の名称に「なし」と書くこと。 （対象月分累積線量） ・ 緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの累積線量を報告すること。 ・ 被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。 （内部被ばく測定結果） （作業の場所・作業内容） ・ 作業の場所、作業の内容：指定緊急作業の場合に記入。 報告対象者が従事した作業に関して、平成23年5月23日付け基安発0523第1号に基づき、原子力事業者又は元方事業者が所轄労働基準監督署に提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出している場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。 作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にあつては、元方事業

	場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称を記載すること。 安定ヨウ素剤の使用状況: 安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は「なし」と記載すること。
--	---

● 日々の被ばく線量に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回の測定ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 中央登録番号, 測定開始日時, 測定終了日時, 外部被ばく実効線量 (mSv) 【改行】 氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 中央登録番号, 測定開始日時, 測定終了日時, 外部被ばく実効線量 (mSv) 【改行】 ・ ・ ・	(個人識別情報) ・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 (外部被ばく線量) ・ 緊急作業に従事している場合は1月分の日々の線量を、通常の放射線作業に従事している場合は3月分の日々の線量を提出すること。 ・ 一回の被ばく線量測定ごとに一行の記録とすること。

● その他の検査、健康相談・保健指導に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 健康相談・健康指導の場合は（白内障）から（その他）まで空欄とすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
健診の種類（その他の検査・健康相談等），個人番号， <u>中央登録番号</u> ， <u>氏名のフリガナ</u> ，氏名，生年月日，実施年月日， <u>実施した医師名</u> ， <u>実施した施設名</u> ， 白内障検査方法，眼の所見， 皮膚の所見， 甲状腺刺激ホルモン TSH，遊離トリヨードサイロニン free T3，遊離サイロキシン free T4，TRAb，MCPA，抗 TPO 抗体，TgAb，甲状腺超音波， 胃エックス線透視，胃内視鏡，ピロリ菌，ペプシノゲン 1（ng/mL），ペプシノゲン 2（ng/mL），ペプシノゲン 1/2 比， 便潜血，大腸エックス線透視，大腸内視鏡， 頭部・頸部，胸部，腹部，その他の部位， HBsAg（定性），HBsAb（定性），HBcAb（定性），HBeAg（定性），HBeAb（定性），HCV Ab（定性），高感度 CRP（mg/dL）， 健康相談・保健指導の記事， <u>医師の診断（傷病名）</u>	・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日：年は西暦 （白内障） （皮膚） （甲状腺） （上部消化管・胃） （下部消化管・大腸） （CT・MRI 等） （その他） （健康相談・保健指導）

基安労発 0809 第 4 号

平成 25 年 8 月 9 日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

(契 印 省 略)

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の
長期健康管理の適切な実施について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における安全衛生管理対策については、平成 23 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第 3 号により安全衛生部長から通知されているところであるが、今般、別紙 1 の緊急作業従事者（東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に従事した者）の長期的健康管理の実施状況に基づき、別紙 2、別紙 3 及び別紙 4 のとおり、東京電力、元方事業者及び関係事業者に対し、長期健康管理の適切な実施について通知したので了知するとともに、同発電所及び関係事業者を適切に指導されたい。

東京電力福島第一原子力発電所緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況について

厚生労働省では、法令及び指針^(注1)に基づき、東電福島第一原発での緊急作業従事者^(注2)を対象に、被ばく線量に応じたがん検診等の実施等の長期的健康管理を実施するとともに、その管理を効率的に行うため、被ばく線量、健康診断結果等を登録したデータベースの整備を行っています。

今般、各事業者からの報告等をもとにデータを整理し、長期的健康管理の実施状況を取りまとめました。

(注1)「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日 公示第5号)

(注2) 緊急時被ばく限度(100ミリシーベルト。H23.3.14～H23.12.16の間は250ミリシーベルト)適用労働者。原則としてH23.12.15以前に作業に従事した者。

1 登録証の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事者に対して、長期的健康管理システムにデータが登録されていることを証する「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証」(以下「登録証」といいます。)を発行しています。

登録証は、緊急作業従事者19,346人(平成25年8月現在)のうち、平成24年7月から平成25年6月までの間、住所不明者62人を除く19,284人に対して、直接郵送しました。そのうち、宛先不明等で返送された2,470名については、時期を改めて再送付、元請事業者への住所照会や作業者本人に対する電話照会等を行い、住所等が判明した緊急作業従事者に登録証を送付してきました。

現在までのところ、緊急作業従事者19,346人のうち、18,874人(97.6%)に登録証を発行済みです。登録証を送付できていない472人(転居先不明・長期不在410人、住所不明62人)^(注)については、引き続き住所の確認を実施していきます。

(注) 472人の緊急作業期間中の被ばく線量は平均7.67ミリシーベルト、最大45.07ミリシーベルト。

2 手帳の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事期間の被ばく線量(実効線量)が50mSvを超える緊急作業従事者(以下「特定緊急作業従事者」といいます。)に対して、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」^(注)(以下「手帳」といいます。)を発行しています。

手帳は、対象者からの申請に基づいて発行していますが、平成24年9月に全ての対象者に申請書を送付し申請を勧奨しました(全員に届いたことを確認済み。)。さらに、未申請者については平成24年10月に、所属事業場に対して未申請者一覧を示した上で本人に申請を勧奨するよう依頼を行いました。また、平成25年2月にも、未申請者の所属事業場に対して申請を勧奨する文書を送付しており、今後も、申請勧奨等を行います。

現在までのところ、特定緊急作業従事者903人(平成25年8月現在)のうち、747人

(82.7%) に手帳を発行済みです。さらに、平成 25 年 7 月 5 日に発表した内部被ばく線量の再評価により、新たに手帳交付対象となった方 12 名に対しても、申請勧奨を行いました。

(注) 申請により交付される。手帳には過去の被ばく線量や健康診断結果をまとめて綴じ込むことができる。手帳保持者は、離職後、被ばく線量に応じ、厚生労働省が指定する医療機関でがん検診等を受診できる。

3 健康診断実施結果のデータベース登録状況等

(1) 特定緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果

厚生労働省では、平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月に実施された、特定緊急作業従事者（緊急作業時の被ばく線量が 50mSv を超える者）に係る健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を実施しました。その結果は表 1 のとおりです。

表 1 特定緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果
(平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断（特定健診）		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数 ^(注1) (人)	517	165	682	517	170	687
対象者数 ^(注2、注3) (人)	519	176	695	519	176	695
実施率 (%)	99.6%	93.8%	98.1%	99.6%	96.6%	98.8%

(注 1) 平成 23 年 10 月より前に実施された直近の健康診断を含む。

(注 2) 回答のあった者の数。回答率は、協力会社が 89.8% (196 人中 176 人)、東京電力が 100% (519 人中 519 人) (平成 25 年 8 月 6 日現在)

(注 3) 平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月までに放射線業務に従事した者に限る。

(2) 緊急作業従事者に対する健康診断^(注1) 結果のデータベース登録状況

電離則第 59 条の 2 が施行された平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月に実施された健康診断のうち、平成 25 年 2 月末までに厚生労働省に報告があったものを取りまとめた結果は表 2 のとおりです。

表 2 電離放射線特殊健康診断等結果のデータベース登録状況
(平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断（特定健診）		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録数 ^(注2) (人)	1,745	7,427	9,172	1,742	5,941	7,683
対象者数 ^(注3) (人)	2,070	9,910	11,980	2,070	9,910	11,980
登録率 (%)	84.3%	74.9%	76.6%	84.2%	59.9%	64.1%

(注1) 事業者は、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）及び労働安全衛生規則に基づき、放射線業務に従事する労働者に対して、6月以内ごとに1回、電離放射線特殊健康診断及び一般健康診断（特定健診）を実施することが規定されている。緊急作業従事者については、電離則第59条の2に基づき、放射線業務に従事している間、健康診断の結果を厚生労働省に提出することが定められ、その結果はデータベースに登録される。

(注2) 平成23年10月より前に実施された直近の健康診断結果を含む。平成25年3月以降に報告されたものは含まれない。

(注3) 平成23年10月から平成24年9月までに放射線業務に従事した者に限る。

(3) 厚生労働省の対応

東京電力及び健康診断結果の未報告者が所属する元請事業者81社に対して、健康診断実施状況の調査、未実施の場合の原因調査と再発防止を指導しました。また、実施済みの健康診断結果で、厚生労働省に未提出なものについて、速やかに報告するように指導しました。

4 指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

(1) 指針に基づくがん検診等^(注)の実施勧奨

厚生労働省では、特定緊急作業従事者を雇用する事業者に対して、対象となる特定緊急作業従事者の一覧を示した上で、平成24年6月から11月にかけて、複数回にわたってがん検診等の適切な実施を要請しました。

さらに、転居、転職等を行った場合でも、がん検診等を適切に受けることができるよう、年に1回（本年度はH25年6月に実施済み。）、特定緊急作業従事者全員を対象に、現在の住所、所属事業場等を調査します。

(注) 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（以下「指針」といいます。）は、緊急作業従事期間の被ばく線量が50mSvを超える緊急作業従事者に対して、白内障に関する眼の検査を、100mSvを超える緊急作業従事者に対して、がん検診等の実施をおおむね1年ごとに1回、事業者に実施することを求めている。離職後は国が実施。これらの検査結果は、本人の同意のもと、厚生労働省に報告され、厚生労働省のデータベースに登録される。

(2) 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果

厚生労働省では、特定緊急作業従事者（緊急作業時の被ばく線量が50mSvを超える者）に対する健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を実施しました。その結果は表3のとおりです。

表3 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果

(平成23年10月から平成25年3月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数 ^(注1) (人)	389	200	589	139	23	162
対象者数 ^(注2) (人)	563	300	863	142	29	171
実施率 (%)	69.1%	66.7%	68.3%	97.9%	79.3%	94.7%

(注1) 回答のあった者の数。回答率は、協力会社が91.5% (328人中300人)、東京電力が100% (563人中563人) (平成25年8月6日現在)

(注2) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(3) 緊急作業従事者に対する指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

指針が制定された平成23年10月以降、平成24年9月末までに実施されたがん検診等の結果のうち、平成25年2月末までに厚生労働省に報告があり、データベースに登録されている件数を取りまとめた結果は表4のとおりです。また、離職者に対して国が実施したがん検診等の結果で、平成25年3月までに厚生労働省に報告があった件数は表5のとおりです。

表4 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果のデータベース登録状況

(事業者実施分)

(平成23年10月から平成24年9月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録者数 ^(注1) (人)	0	102	102	105	7	112
対象者数 ^(注2、注3) (人)	563	225	788	142	16	158
登録率 (%)	0.0%	45.3%	12.9%	73.9%	43.8%	70.9%

(注1) 平成23年10月より前に実施された直近の健康診断結果を含む。なお、東京電力の眼の検査数が0なのは、平成24年7月～平成25年3月に実施された検査389人が集計外となっているため。平成25年3月以降に報告されたものは含まれない。

(注2) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注3) ①放射線業務に従事している者又は②放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者には雇用されている者に限る。)(平成24年8月時点)

表5 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果の報告状況

(国による援助分)

(平成23年10月から平成25年3月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)	がん検診等
報告数(人)	44	7
対象者数(注1、注2)(人)	115	15
報告率(%)	38.3%	46.7%

(注1) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注2) 国による援助の対象は、特定緊急作業従事者のうち、①職業に就いていない者又は②放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者に雇用されている者を除く。)に限る。(平成24年8月時点)

(5) 厚生労働省の対応

厚生労働省では、希望者全員が、白内障に関する眼の検査、がん検診等を受けることができるよう、検診結果を未提出の東京電力及び事業者50社に対してがん検診等の受診を勧奨するよう指導しました。

さらに、実施された検診結果のうち厚生労働省に未提出のものについて、速やかに本人の同意を得た上で報告するよう指導しました。離職者については、今後、年1回、緊急作業従事者の現況調査を行い、離職者を把握し、対象者に直接、受診を勧奨します。

5 健康相談・保健指導窓口における相談状況

厚生労働省では、緊急作業従事者を対象とした健康相談・保健指導の窓口を委託事業により設置しています。日本全国どこからでもフリーダイヤルによる電話相談が可能で、予約により、医師等による対面による健康相談や保健指導を受けることができます(フリーダイヤル 0120-808-609)。

平成24年4月から平成25年3月までの健康相談実施状況は、以下のとおりです。

表6 実施件数(平成24年4月～平成25年3月)

総数	電話相談	対面相談	文書・その他
173	154	17	2

表7 相談内容分類（延件数）

1	被ばくと健康影響について	102
	・現在の健康状態と被ばくの関係	56
	・現在の健康状態についての労災適用の可能性	24
	・その他	22
2	長期的健康管理システムについて	104
	・登録証に関する問い合わせ（使途・変更手続き・未送達など）	59
	・健康診断及びがん検診に関する問い合わせ	45
3	被ばく線量の照会	29
	・本人からの照会	24
	・家族からの照会	5
4	今後の健康管理方法	83
	・健康維持管理方法	46
	・病気治療についての指導・相談	37
5	企業からの相談	16
	・社員の健康管理の問い合わせ	16
6	その他	48

基安労発 0809 第 1 号

平成 25 年 8 月 9 日

東京電力株式会社 担当役員 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の
長期健康管理の適切な実施について

表記については、「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理等の徹底について」（平成 23 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第 1 号）により通知されるとともに、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 23 年 10 月 11 日 東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第 5 号。以下「指針」という。）により、実施されているところです。

今般、別添のとおり緊急作業従事者（東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に従事した者）の長期的健康管理の実施状況についてとりまとめたところ、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）第 59 条の 2 に基づく健康診断結果の厚生労働省への報告率が約 8 割にとどまることが判明しました。さらに、指針に定める検査のうち、実施率が約 7 割にとどまる項目があり、厚生労働省に対する報告がなされていない項目があることがわかりました。

つきましては、貴社におかれては、緊急作業従事者の長期的健康管理の適切な実施を図るため、下記事項を実施していただき、その結果を報告するようお願いします。

記

- 1 貴社の社員のうち、緊急作業従事者に該当する者について、平成 23 年 10 月以降に実施した、電離則第 56 条に定める電離放射線特殊健康診断及び労働安全衛生規則第 45 条に定める特定健康診断の結果を厚生労働省に報告していない者について、以下の事項を実施すること。

- (1) 健康診断の実施状況を確認し、未実施の場合は、その理由を調査するとともに、再発防止を図ること。
- (2) 実施された健康診断のうち、厚生労働省に報告されていない健康診断記録の写しについて、速やかに厚生労働省に報告すること。

なお、報告の方法の詳細については、「電離放射線障害防止規則の一部を改正する

省令の円滑な施行等について」(平成 23 年 10 月 14 日付け基安発 1014 第 3 号)によること。

2 貴社の社員のうち、特定緊急作業従事者（緊急作業従事者のうち、緊急作業期間中に 50 ミリシーベルトを超える線量を受けた者）に該当する者について、指針に定めるがん検診等の結果を厚生労働省に報告していない者について、以下の事項を実施すること。

- (1) 指針に定める検査を未実施の場合は、未実施の理由を調査するとともに、一般定期健康診断等の機会を捉え、指針に定める検査の受診を特定緊急作業従事者に対して再度勧奨すること。
- (2) 実施された検査のうち、厚生労働省に報告されていない検査記録の写しについて、速やかに厚生労働省に報告すること。

なお、報告は、極力、電子媒体によることとし、平成 23 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第 1 号の別添 5 のフォーマットに従って報告すること。

3 報告期限

- (1) 1 の(1)及び 2 の(1)の調査結果について、本年 9 月 10 日までに報告すること。
- (2) 1 の(2) の健康診断記録の写し及び 2 の(2)の検査記録の写しについて、本年 9 月 10 日までに報告すること。間に合わないものについては、本年 9 月 30 日までに報告すること。

基安労発 0809 第 2 号

平成 25 年 8 月 9 日

別記の元方事業者の担当役員 あて

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の
長期健康管理の適切な実施について

表記については、「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理等の徹底について」（平成 23 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第 2 号）により通知されているところです。

今般、別添のとおり緊急作業従事者（東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に従事した者）の長期的健康管理の実施状況についてとりまとめたところ、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）第 59 条の 2 に基づく健康診断結果の厚生労働省への報告率が 7 割から 5 割程度にとどまることが判明しました。

つきましては、貴社におかれては、緊急作業従事者の長期的健康管理の適切な実施を図るため、下記事項を実施していただき、その結果を報告するようお願いします。

記

- 1 貴社又は関係請負人の社員のうち、緊急作業従事者に該当する者について、平成 23 年 10 月以降に実施した、電離則第 56 条に定める電離放射線特殊健康診断及び労働安全衛生規則第 45 条に定める特定健康診断の結果を厚生労働省に報告していない者について、以下の事項を実施すること。

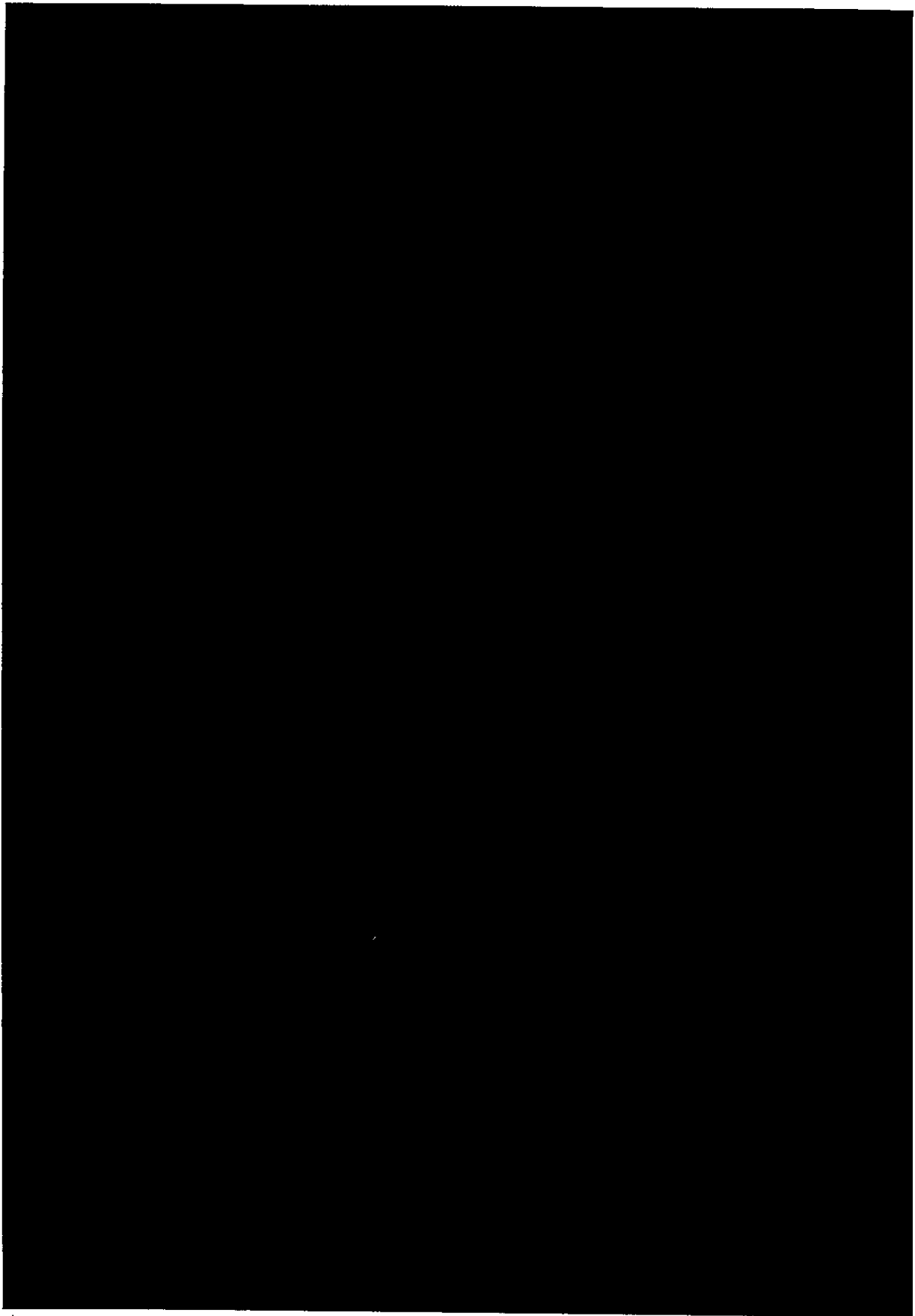
- (1) 未報告者の所属事業場に対して、健康診断の実施状況を確認し、未実施の場合は、その理由を調査するとともに、再発防止を図ること。
- (2) 実施された健康診断のうち、厚生労働省に報告されていない健康診断記録の写しについて、貴社を経由して、速やかに厚生労働省に報告すること。

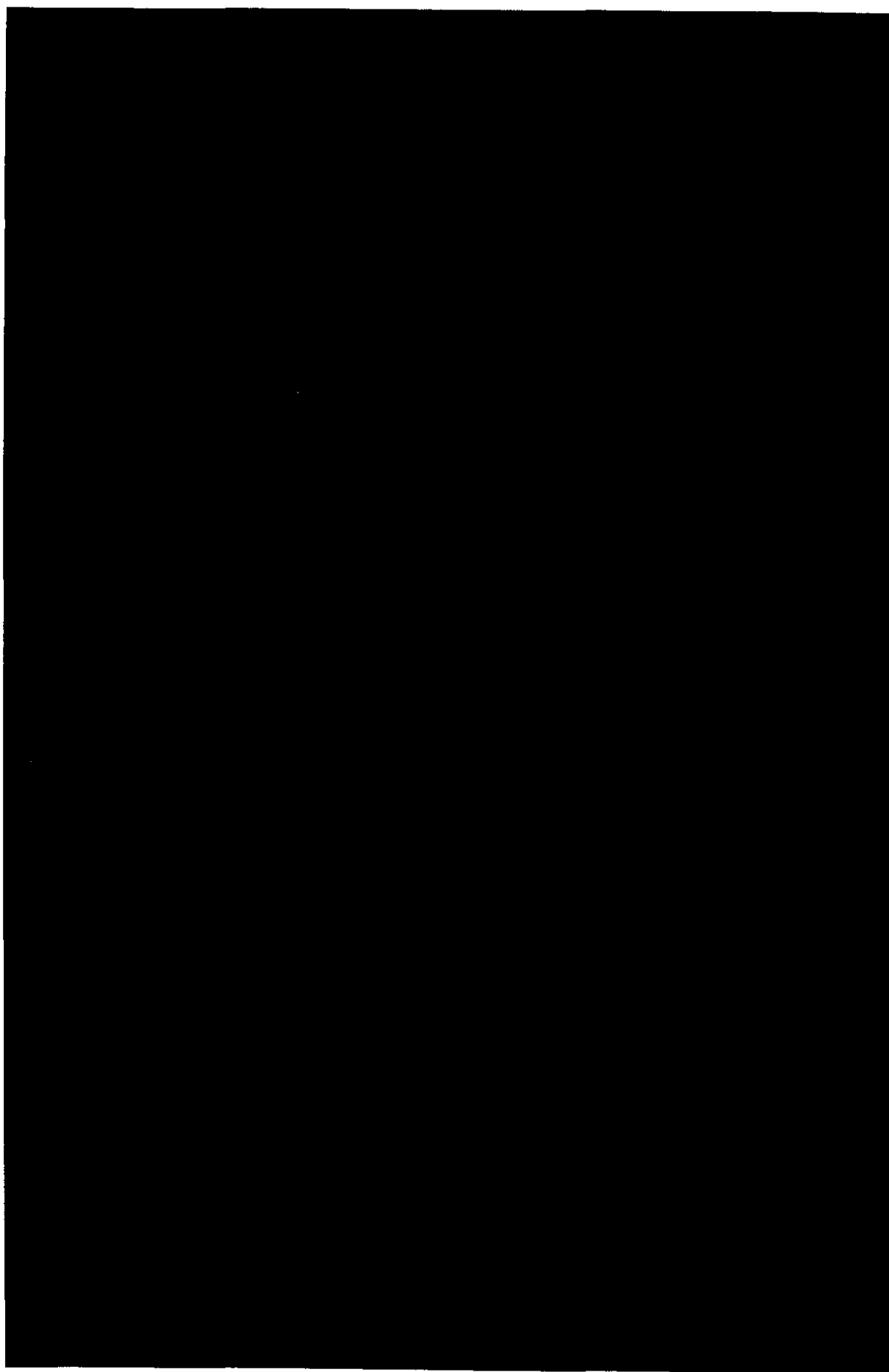
なお、報告の方法の詳細については、「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の円滑な施行等について」（平成 23 年 10 月 14 日付け基安発 1014 第 3 号）によること。

2 報告期限

- (1) 1 の(1)の調査結果について、本年 9 月 10 日までに報告すること。
- (2) 1 の(2)の健康診断記録の写しについて、本年 9 月 10 日までに報告すること。間に合わないものについては、本年 9 月 30 日までに報告すること。

別記







基安労発 0809 第 3 号

平成 25 年 8 月 9 日

別記の事業者の代表者 あて

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の
長期健康管理の適切な実施について

表記については、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 23 年 10 月 11 日 東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第 5 号。以下「指針」という。）（別添 1）により、実施されているところです。

今般、別添 2 のとおり緊急作業従事者（東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に従事した者）の長期的健康管理の実施状況についてとりまとめたところ、指針に定める検査のうち、実施率が約 7 割にとどまる項目があり、厚生労働省に対する報告が 1 割程度にとどまる項目があることがわかりました。

つきましては、貴社におかれては、緊急作業従事者の長期的健康管理の適切な実施を図るため、下記事項を実施していただき、その結果を報告するようお願いします。

記

- 1 貴社の社員のうち、特定緊急作業従事者（緊急作業従事者のうち、緊急作業期間中に 50 ミリシーベルトを超える線量を受けた者）に該当する者について、指針に定めるがん検診等の結果を厚生労働省に報告していない者について、以下の事項を実施すること。

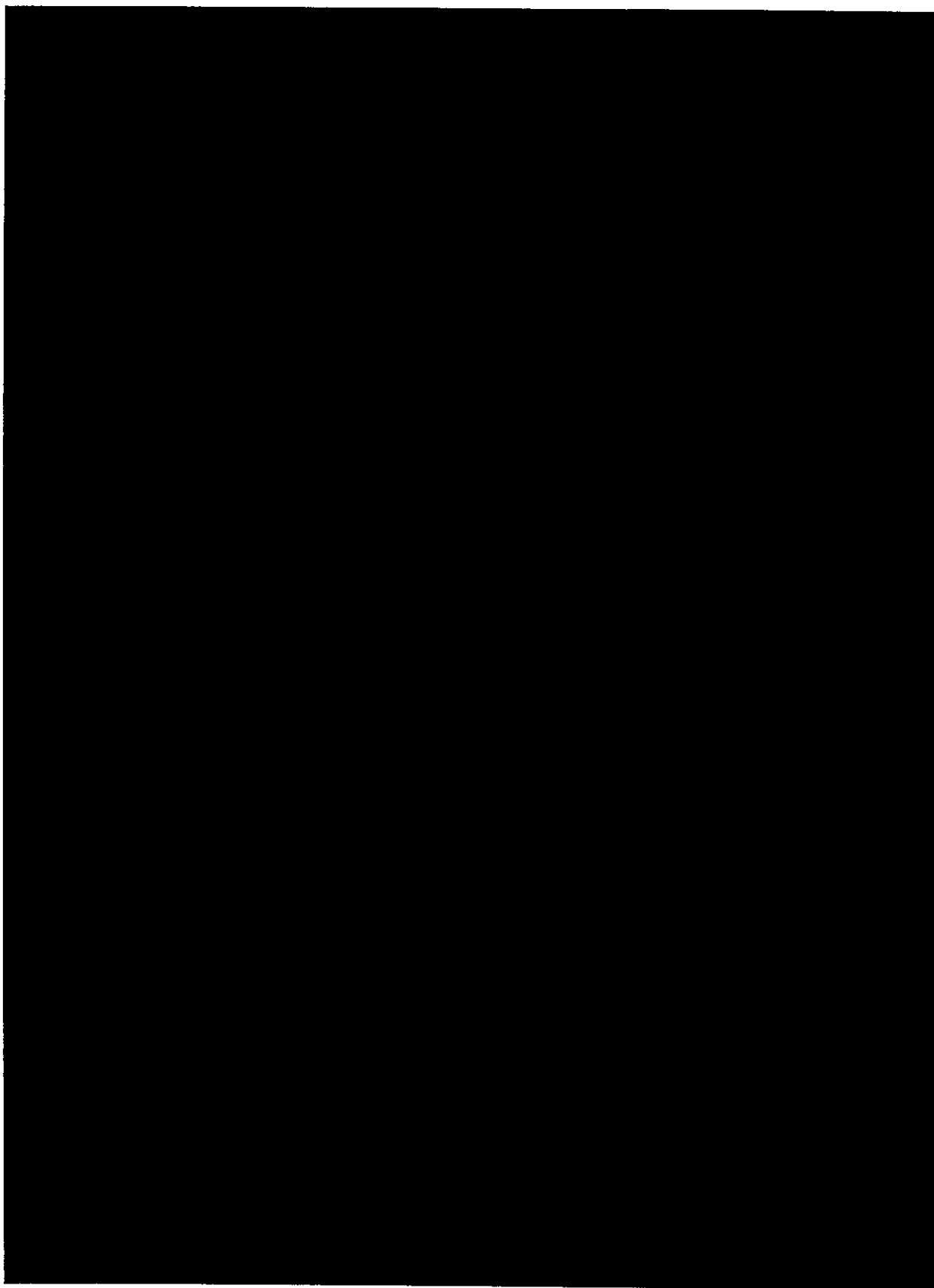
- (1) 指針に定める検査を未実施の場合は、未実施の理由を調査するとともに、一般定期健康診断等の機会を捉え、指針に定める検査の受診を特定緊急作業従事者に対して再度勧奨すること。
- (2) 実施された検査のうち、厚生労働省に報告されていない検査記録の写しについて、速やかに厚生労働省に報告すること。

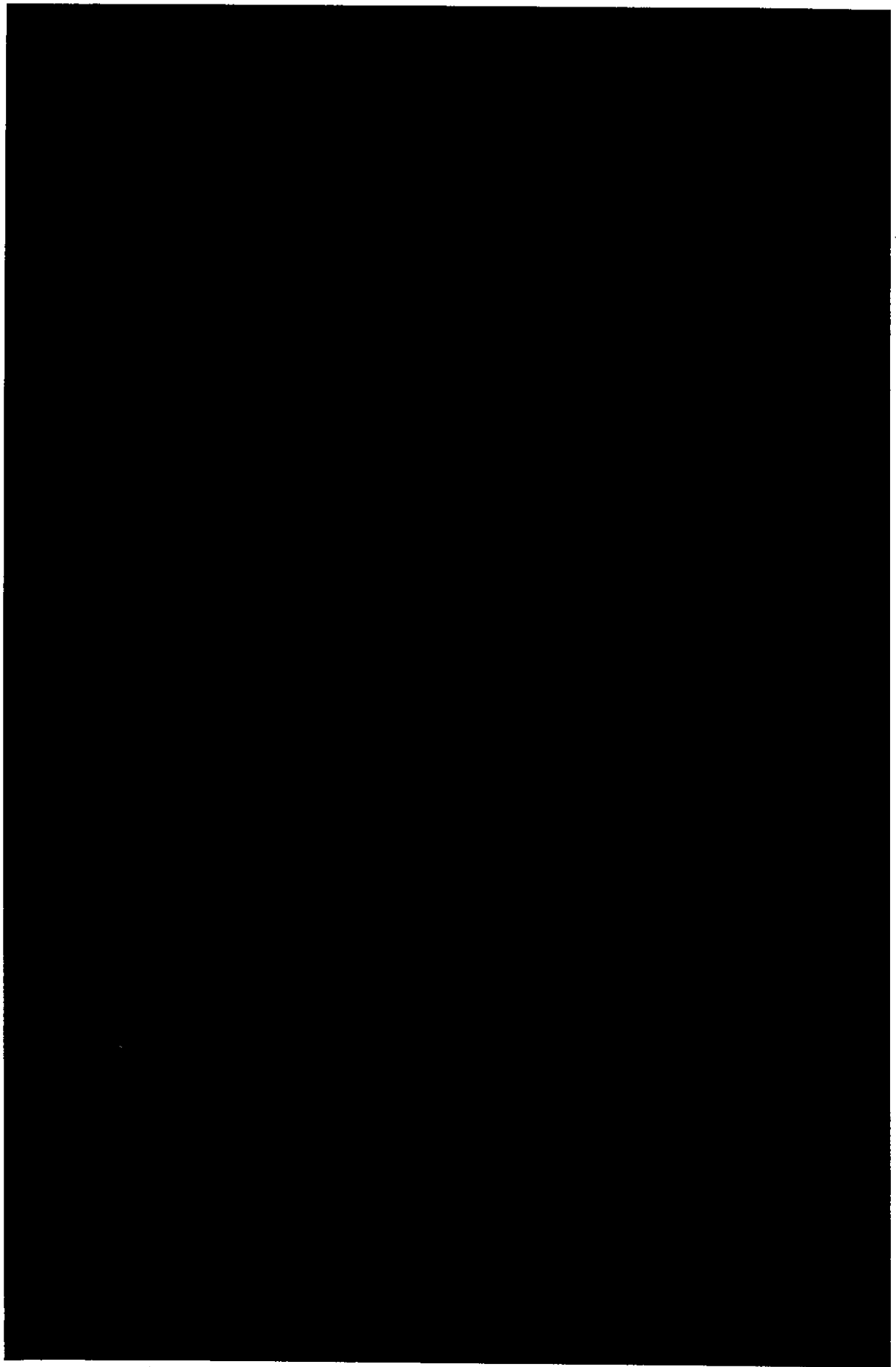
なお、報告は、極力、電子媒体によることとし、別添 3 のフォーマットに従って報告すること。

- 2 報告期限

- (1) 1 の(1)の調査結果について、本年 9 月 10 日までに報告すること。
- (2) 1 の(2)の検査記録の写しについて、本年 9 月 10 日までに報告すること。間に合わないものについては、本年 9 月 30 日までに報告すること。

別記





東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針

平成 23 年 10 月 11 日

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針
公示第 5 号

第 1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における厚生労働大臣が指定する緊急作業（電離放射線障害防止規則第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業（平成 23 年厚生労働省告示第 402 号）で定める緊急作業をいう。以下「指定緊急作業」という。）に従事し、又は従事した労働者（以下「緊急作業従事者等」という。）のうち、指定緊急作業期間中に通常の放射線業務の被ばく上限を超える線量を被ばくした労働者については、がん等晩発性の健康障害の発生が懸念されるとともに、緊急作業従事者等が抱く健康上の不安を解消するため、緊急作業従事者等が離職した後を含め、それらに対する検査等、適切な長期的健康管理を実施する必要がある。

本指針は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 70 条の 2 第 1 項に基づき、緊急作業従事者等を指定緊急作業又は放射線業務（以下「緊急作業等」という。）に従事させる事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置が適切かつ有効に実施されるよう、緊急作業従事者等の健康管理の実施方法の原則を定めるとともに、緊急作業従事者等が放射線業務から離れた後における適切な長期的健康管理が実施されるために必要な措置を定めるほか、緊急作業従事者等の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るために国が行う必要な援助について定めるものとする。

第 2 長期的健康管理のための取組

1 事業場内の体制の確立

緊急作業従事者等を緊急作業等に従事させた事業者（現に、当該者を緊急作業等以外の業務に従事させる中小企業者を除く。）は、緊急作業従事者等に対する長期的な健康管理を適切に実施するため、事業場の規模に応じ、衛生委員会、衛生管理者、産業医、保健師等による事業場内管理体制を確立し、一般健康診断（法第 66 条第 1 項の規定による健康診断をいう。）、電離放射線健康診断（電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）第 56 条の規定による健康診断をいう。）を適切に実施する。

2 がん検診等の実施

- (1) 事業者は、緊急作業従事者等であって、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が 50 ミリシーベルトを超え 100 ミリシーベルト以下の者

については、おおむね1年ごとに1回、細隙灯顕微鏡による白内障に関する眼の検査を実施する。この際、水晶体の写真を撮影しておくことが望ましい。ただし、当該労働者が受診を希望しない場合にはこの限りではない。

- (2) 事業者は、緊急作業従事者等であって、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が100ミリシーベルトを超える者については、上記(1)の検査に加え、おおむね1年ごとに1回、次に掲げる検査を実施する。ただし、当該労働者が受診を希望しない場合にはこの限りではない。また、一般定期健康診断等の健康診断において実施する採血による赤血球数及び血色素量の検査と併せて白血球数及び白血球百分率の検査を実施することが望ましい。

検査名	検査項目
甲状腺の検査	ア 採血による甲状腺刺激ホルモン(TSH)、遊離トリヨードサイロニン(free T₃)及び遊離サイロキシシン(free T₄)の検査 イ 上記アの検査の結果及び被ばく線量等から医師が必要と認めた場合には、頸部超音波検査
胃がん検診	胃エックス線透視検査又は胃内視鏡検査
肺がん検診	胸部エックス線検査及び喀痰細胞診
大腸がん検診	便潜血検査

- (3) 事業者は、上記(1)及び(2)の検査を実施するにあたって、あらかじめ、検査内容やその必要性等について、受診者に対して十分に説明する。

3 保健指導等

- (1) 事業者は、緊急作業従事者等に対し、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成20年1月31日、健康診断結果措置指針公示第7号)に基づき、医師又は保健師による保健指導を受けさせる際には、電離放射線健康診断及び2で定めるがん検診等の結果を総合的に考慮した保健指導を実施する。
- (2) 事業者は、緊急作業従事者等に対し、通常の放射線業務とは異なる環境下で緊急性の高い作業に従事したことによる精神面への影響を踏まえ、当該者が希望する場合には、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月31日、健康保持増進のための指針公示第3号)に留意した上でメンタルヘルスケアを含めた健康相談を実施する。
- (3) 事業者は、一般健康診断及び電離放射線健康診断の結果(当該健康診断の

項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)については、法第 66 条の 4 の規定に基づき、医師等の意見を聴き、その意見に基づいて就業上の措置を決定する。ただし、2 で定めるがん検診等の結果は、原則として再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨を行うために活用されるものであり、安易に就業上の措置の決定には用いることがあってはならないことに留意する。

- (4) 事業者は、一般健康診断、電離放射線健康診断、保健指導等の結果等、本指針に係る健康情報の保護を図るため、その取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成 16 年厚生労働省告示第 259 号)に留意する。

第 3 緊急作業従事者等の長期的健康管理のためのデータベースの整備等

1 データベースの整備等

- (1) 緊急作業従事者等を緊急作業等に従事させる事業者(電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 129 号)の施行前に、緊急作業従事者等を指定緊急作業に従事させた事業者を含む。)は、緊急作業従事者等が緊急作業等に従事している間は、電離則第 59 条の 2 の規定に基づき、次に掲げる項目を国に報告しなければならない。

ア 健康診断結果

- ① 電離則第 57 条の規定による電離放射線健康診断結果
- ② 労働安全衛生規則第 44 条及び第 45 条の規定による一般健康診断結果
- ③ 法第 66 条第 4 項の規定による臨時健康診断結果

イ 「線量等管理実施状況報告書」(電離則様式第 3 号)に定める事項

- ① 氏名、住所、所属事業場名等
 - ② 緊急作業に従事していた間の被ばく線量、指定緊急作業に従事する以前及び指定緊急作業に従事した後に従事していた放射線業務による被ばく線量等
- (2) 事業者は、第 2 の 2 のがん検診等、上記(1)以外の検査を緊急作業従事者等に対して実施した場合、当該者の同意を得た上で、医師の診断・所見を含む検査結果を国に報告する。
- (3) 緊急作業従事者等には、当該者に係る上記(1)及び(2)の項目等を記録し及び保存することができるよう国が設けたデータベースに登録された旨を証する書面(以下「登録証」という。)が送付されるものとする。緊急作業従事者等は、国が設置する緊急作業従事者等を支援するための窓口(以下「支援窓口」

という。)に登録証を提示することにより、自らの被ばく線量、健康診断結果等の記録の写しの交付を受けることができる。

- (4) 第2の2(1)及び(2)に該当する緊急作業従事者等(以下「特定緊急作業従事者等」という。)は、上記(1)及び(2)の主要な事項が記載された「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」(以下「手帳」という。)の交付を受けることができる。また、随時、支援窓口において、手帳の記載内容の追記を受けることができる。

2 緊急作業従事者等を新たに放射線業務に従事させる場合の措置

- (1) 新たに労働者を放射線業務に就かせようとする事業者は、当該労働者に対する雇入れ時電離放射線健康診断における過去の被ばく歴の調査により、当該労働者が緊急作業従事者等に該当することを把握した場合は、電離則第59条の2の規定に基づき、第3の1に定める報告を国に対して行なわなければならないとともに、当該者の指定緊急作業時の被ばく線量に応じ、第2に定める健康管理等を適切に実施する。
- (2) 事業者は、特定緊急作業従事者等の健康管理を実施するに当たり、当該者の同意を得た上で、手帳に記載された過去の健康診断結果等を把握し、それを保健指導又は健康相談に活用する。

第4 緊急作業従事者等の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るために国が行う必要な援助等

1 がん検診等の受診勧奨

特定緊急作業従事者等のうち、緊急作業等に従事する者については、事業者を通じ、それ以外の者については、直接、おおむね1年ごとに1回、第2の2に定める被ばく線量に応じ、がん検診等の受診を勧奨する通知をするものとする。

2 国による保健指導等の実施

国は、支援窓口において、緊急作業従事者等に対する健康相談又は保健指導を行う。

3 特定緊急作業従事者等への援助等

ア 国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に職業に就いていない者については、一般健康診断及び第2の2に掲げる各検査に相当する検査を受診する場合において、当該検査に要する費用の全部又は一部を援助する。

イ 国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に、緊急作業等以外の業務に従事させる事業者(当該者を緊急作業等に従事させた中小企業者以外の事業者を除

く。)に雇用される者については、第2の2に掲げる各検査に相当する検査を受診する場合において、当該検査に要する費用の全部又は一部を援助する。

ウ 国は、上記ア又はイの検査を実施する医療機関から、受診者の同意を得た上で、医師の診断・所見を含む検査結果の報告を得るものとする。

4 国は、1から3までに掲げるもののほか、特定緊急作業従事者等の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るために必要と認められる援助等を行うことができる。

● 一般健康診断に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用のこと。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
健診の種類（一般健診・雇入時健診），個人番号，<u>中央登録番号</u>，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，雇入年月日，性別（男・女），健診年月日，既往歴，自覚症状（なし・記述），他覚症状（なし・記述）， 身長（cm），体重（kg），BMI，腹囲（cm），右視力裸眼，右視力矯正，左視力裸眼，左視力矯正，右聴力 1000Hz（所見なし・所見あり），右聴力 4000Hz（所見なし・所見あり），左聴力 1000Hz（所見なし・所見あり），左聴力 4000Hz（所見なし・所見あり），聴力検査方法（オーディオ・その他）， 胸部エックス線検査（直接・間接），撮影年月日，検査結果（異常なし・記述），フィルム番号，喀痰検査（異常なし・記述），収縮期血圧（mmHg），拡張期血圧（mmHg），血色素量（g/dL），赤血球数（万/mm³），ヘマトクリット（％），血小板数（万/mm³）， GOT（AST）（IU/L），GPT（ALT）（IU/L），γ-GTP（IU/L），総コレステロール（mg/dL），LDL コレステロール（mg/dL），HDL コレステロール（mg/dL），トリグリセライド（mg/dL），血糖（mg/dL），HbA1c（％）， 尿糖（＋・－・＋＋・＋＋＋），尿蛋白（＋・－・＋＋・＋＋＋），尿潜血（＋・－・＋＋・＋＋＋），心電図（所見）， その他の検査，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，<u>健診を実施した施設名</u>，医師の意見，意見を述べた医師の氏名，備考， 飲酒状況，飲酒開始年齢，飲酒終了年齢，1日飲酒量（日本酒換算），喫煙状況，喫煙開始年齢，喫煙終了年齢，1日喫煙本数	・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日：年は西暦 ・ 胸部エックス線検査は撮影法を書くこと。 （貧血検査） （肝機能検査） （血糖検査） （尿検査） （心電図検査） ・ その他の検査：同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添5にある項目を除く。 （生活習慣）

● 電離放射線健康診断・臨時健康診断に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1月ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
健診の種類（電離健診・臨時健診），個人番号，<u>中央登録番号</u>，氏名のフリガナ，氏名，性別（男・女），生年月日，雇入年月日，判定と処置，健診年月日，白血球数（個/mm³），リンパ球（％），単球（％），異型リンパ球（％），好中球棒状核（％），好中球分葉核（％），<u>好中球全体（％）</u>，好酸球（％），好塩基球（％），赤血球数（万/mm³），血色素量（g/dL），ヘマトクリット（％），その他，水晶体の混濁（有・無），発赤（有・無），乾燥又は縦じわ（有・無），潰瘍（有・無），爪の異常（有・無），体重，その他の検査，全身所見，自覚的訴え，参考事項，医師の診断（異常なし・要精密検査・要治療・記述），健診を実施した医師の氏名，<u>健診を実施した施設名</u>，医師の意見，意見を述べた医師の氏名	・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日：年は西暦4桁 （血液検査） （目の検査） （皮膚の検査） ・ その他の検査：同時に行った一般健診・電離健診の項目以外の結果があれば記載すること。別添5にある項目を除く。

● 作業・被ばく状況に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人の対象期間（1月又は3月）ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 性別（男・女）, 個人番号, <u>中央登録番号</u>, 緊急作業従事前の被ばく線量, 住所, 電話番号, 緊急作業時の所属事業場の名称, 緊急作業時の所属事業場の所在地, 電話番号, 現在の所属事業場の名称, 現在の所属事業場の所在地, 電話番号, 対象期間（2011 年〇月分）, 外部被ばく実効線量（mSv）, 眼の水晶体の等価線量（mSv）, 皮膚の等価線量（mSv）, 預託線量（mSv）, 測定日, 摂取日, 核種, 計測値（Bq）, 核種, 計測値（Bq）, 通常・指定緊急作業の区別（通常・指定緊急）, 作業の場所, 作業の内容, 安定ヨウ素剤の使用状況 【改行】	（個人識別情報） ・ 外国人の場合、氏名欄は、漢字表記を持たない外国人の場合はローマ字表記で記載し、住所欄には、現住所のほか、母国における住所及び国籍を記入すること。 ・ 生年月日：年は西暦で記載すること。 ・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 緊急作業従事以前の被ばく線量：不明な場合は、放射線管理手帳の中央登録番号を記載すること。 ・ 緊急作業時の所属事業場の名称、緊急作業時の所属事業場の所在地、電話番号は、前回の報告から変更があった場合に記入すること。 ・ 現在の所属事業場がない場合は、現在の所属事業場の名称に「なし」と書くこと。 （対象月分累積線量） ・ 緊急作業に従事している間は1月ごとに1回、通常の放射線業務に従事している間は3月ごとに1回、それぞれの累積線量を報告すること。 ・ 被ばく線量は、報告時点の暫定値で差し支えなく、確定作業等により変更があった場合は、次回報告時に修正報告を行うこと。 （内部被ばく測定結果） （作業の場所・作業内容） ・ 作業の場所、作業の内容：指定緊急作業の場合に記入。 報告対象者が従事した作業に関して、平成23年5月23日付け基安発0523第1号に基づき、原子力事業者又は元方事業者が所轄労働基準監督署に提出した「緊急作業における放射線作業届」を提出している場合は、その届出日、作業件名、受付番号を記載すること。 作業届が提出されていない場合、元方・関係請負人にあつては、元方事業

	場の名称、原子力事業者からの発注件名、関係請負が請け負った工事の名称を記載すること。 安定ヨウ素剤の使用状況:安定ヨウ素剤を服用していた場合はその期間を、服用がなかった場合は「なし」と記載すること。
--	--

● 日々の被ばく線量に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回の測定ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 中央登録番号, 測定開始 日時, 測定終了日時, 外部被ばく実 効線量 (mSv) 【改行】 氏名のフリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 中央登録番号, 測定開始 日時, 測定終了日時, 外部被ばく実 効線量 (mSv) 【改行】 . . .	(個人識別情報) ・ 個人番号: 東電が発行した作業員証の番号 (外部被ばく線量) ・ 緊急作業に従事している場合は1月分の日々の線量を、通常の放射線作 業に従事している場合は3月分の日々の線量を提出すること。 ・ 一回の被ばく線量測定ごとに一行の記録とすること。

● その他の検査、健康相談・保健指導に係る提出形式（フォーマット）

（留意事項）

- ・ 下表の左欄の項目について、1人1回ごとに各項目をコンマで区切って1行のデータとすること。
- ・ 健康相談・健康指導の場合は（白内障）から（その他）まで空欄とすること。
- ・ 入力に当たっては、備考欄の事項に留意すること。
- ・ 入力用エクセルファイルを公表しているので活用すること。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧－雇用・労働－労働基準 > 事業主の方へ > 労働基準関係法令の主要様式・手続き－安全衛生関係主要様式 > 電離放射線障害防止規則関係

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/10.html>

提出フォーマット	備考
健診の種類（その他の検査・健康相談等），個人番号， <u>中央登録番号</u> ，氏名のフリガナ，氏名，生年月日，実施年月日， <u>実施した医師名</u> ， <u>実施した施設名</u> ， 白内障検査方法，眼の所見， 皮膚の所見， 甲状腺刺激ホルモン TSH，遊離トリヨードサイロニン free T3，遊離サイロキシン free T4，TRAb，MCPA，抗 TPO 抗体，TgAb，甲状腺超音波， 胃エックス線透視，胃内視鏡，ピロリ菌，ペプシノゲン 1（ng/mL），ペプシノゲン 2（ng/mL），ペプシノゲン 1/2 比， 便潜血，大腸エックス線透視，大腸内視鏡， 頭部・頸部，胸部，腹部，その他の部位， HBsAg（定性），HBsAb（定性），HBcAb（定性），HBeAg（定性），HBeAb（定性），HCV Ab（定性），高感度 CRP（mg/dL）， 健康相談・保健指導の記事， <u>医師の診断（傷病名）</u>	・ 個人番号：東電が発行した作業員証の番号 ・ 年月日：年は西暦 （白内障） （皮膚） （甲状腺） （上部消化管・胃） （下部消化管・大腸） （CT・MRI 等） （その他） （健康相談・保健指導）